

運動部活動の顧問として

部活動の顧問として
知っておきたいこと
気をつけなければならないこと
を
私のご案内します

部活動とは？

健康管理
事故防止

セクハラ

生徒引率

出張

危機管理

体罰



長野県高等学校体育連盟

平成24年4月

《まえがき》

平成16年6月11日、長野県教育委員会教育長より「緊急メッセージ」が教育関係者に発せられました。それを受けて、全県下の公立高等学校長及び部活動顧問代表者が一堂に集まり、今後の対応等について考える「高等学校における部活動指導・研修会議」が行われました。そしてその課題のいくつかを明確にするとともに、共有することができました。

運動部活動は学校教育活動の一環であり生徒への安全配慮を第一義におこななければなりません。浮き彫りになった課題について具体的な対応事例を提示し、生徒・教職員とともに意欲と活気にあふれる学校づくりに役立つことを願い、平成17年1月、「学校経営と運動部活動」という冊子が作成され、県下学校長に配布されました。

しかしながら、いまだ運動部活動に関係しての体罰(暴力的指導)、いじめ、セクハラ等々の事件及び新たに心臓震とうではないかと見られる事故が本県だけでなく全国でも起こっております。とくに体罰(暴力的指導)に関しては、学校教育法第11条で、「**体罰を加えることはできない**」と規定されていることは教育関係者なら誰でも承知のことですがあとをたちません。体罰の禁止は、児童・生徒の人権保障の問題であるとともに教員自身の職業倫理の問題であります。絶対許されるものではありません。

野球を志した者なら誰もが憧れる全国高等学校野球選手権大会で、平成17年の夏に57年ぶりの連覇の偉業を成し遂げた北海道・駒大苫小牧高校の野球部責任教師が、甲子園入りしてから部員に暴力を加えていたことが判明したとの報道には驚きを隠すことができませんでした。まさに人間を育てるという大切な目的が、勝たなければという目先の目標にこだわるあまり疎かになった結果のような気がしてなりません。こういった人間育成と人間関係の醸成に関して我々はもっと配慮と指導をする必要があります。とりわけ、からかい半分でもそれが徐々にエスカレートして第2者の身体ばかりか精神面にも大きなダメージを与えてしまうことについては敏感でなければなりませんし、いじめ行為をはじめ**スポーツマンシップに劣る行為は撲滅**しなければなりません。

そのような運動部活動に関わる問題の発生状況に鑑み、運動部顧問向けの冊子を高体連が作成し各学校へ配布することにしました。

本冊子作成の願いは、大きく3つ、

1つは『**日常の部活動の場でのリスクを少しでも軽減したい。**』

1つは『**部活動指導に熱意と情熱を持って取り組んでいただいている**

顧問の皆さんが、安心感を持って活動できるようにしたい。』

そして『**不適切な指導を撲滅したい。**』

であります。

一つの事故がいかに大きな影響を与えるか我々は身を持って体験しております。生徒達の生命を預かり教育に携わる我々は、事故を未然に防ぐ努力を常にしなければならないことは言うまでもありません。また、生徒を育てるという第一義のもと、生徒の能力・チームの総力をしっかりと分析しながら目標を設定しその指導に計画性を持たせるとともに、評価活動を導入することが安全を意識した活動の第一歩のように思います。また我々が日々生徒たちの健康状態を意識し、**一人一人がかけがえのない自分の子どもであるという認識**、そして強くするという考えのみでなく**育てる**という考えを持つことにより事故等は少なくなると考えます。

いかに優れたマニュアルが作成されても、運用する人間の心がそこに入っていないければマニュアルは有効に機能しません。どうかこの顧問向けのマニュアルが隅々まで浸透することを願っております。またそうすることが学校教育活動の一環としての運動部活動の充実発展を目指す学校体育(教育)団体＝高体連の大きな役割でもあります。

《本冊子作成の願い》

『日常の部活動の場でのリスクを少しでも軽減したい。』

『部活動指導に熱意と情熱を持って取り組んでいただいている
顧問の皆さんが、安心感を持って活動できるようにしたい。』

『不適切な指導を撲滅したい。』

《活用方法》 ～今後も発展していく冊子～

本冊子は、「初めて運動部活動の顧問になられた場合を想定して、分りやすい内容であること。」「各校で活用しやすい冊子であること。」の2点を念頭におき、作成に取り組みました。

この冊子を「運動部活動の顧問として」と題し、各学校で必要に応じて資料を追加したり、高体連として新たな課題が出てきた場合に、付け加えていただいたり、資料等を追加していただきたいと考えております。各校で「運動部活動の顧問として」必要と思われる資料等を差し込んで、各校独自の冊子を作ってほしいと思います。

例えば、危機管理のところで、事故発生時の対応として一般的なことを記してありますが、各校・各部で作成してある「危機管理マニュアル」や「緊急時連絡網」等を、この冊子の危機管理のところへ追加していただければ、顧問として活用する際に、より実用的になると思います。

この冊子については、『1度読んだら終わり。』ではなく、運動部顧問会や生徒会、職員会等で内容について検討していただいたり、各校の運動部活動のあり方等について考えていくきっかけにしてほしいと思います。

各校の「内規集」と同じような扱いにさせていただき、年度末に異動する場合は、学校へ残して引き継いでもらい、年度当初にはこの冊子を職員会等で、読み合わせや確認するような形態をとっていただければ幸いです。そして、この冊子を使って必要な研修をしていただいたり、この内容については常に見直しを図るとともに、職員が入れ替わってもこの冊子により、その学校の運動部活動の顧問として認識していなければならないことを理解したうえで指導にあたれるようにしていただければ幸いです。

目 次				
部活動の顧問として：知っておきたいこと、気を付けなければならないこと(7分野)		表紙		
まえがき		作成の主旨		
《本冊子作成の願い》 及び 《活用方法》				
目 次		本ページ		
A 部活動とは？	A－1	適切な運動部活動のあり方を認識しよう！	1	
	A－2	21世紀にふさわしい指導の観点を見出そう！	2.3	
	A－3	顧問の役割ってなんだろう？	4	
	A－4	顧問になると大変なんだよな！	5	
	A－5	困ったときに相談できることはありませんか？		
	A－6	顧問になったけど私のような素人顧問では生徒に悪い？		
	A－7	練習時間が長くなければ、結果はついてこない？		
参考資料	資料8	トレーニング日誌	29～31	
	資料9	部活動年間計画	32	
B 不適切な指導	セクハラ	B－1	選手にマッサージやテーピングをしたらセクハラ？	6
		B－2	練習が遅くなったので車で生徒を送っていききました。えっ、これも？	7
		B－3	一対一の指導はセクハラ状態？	
		B－4	転勤して顧問になったら休日練習は生徒が交替で私の昼食を持ってくる。違和感があるのですが？	
		B－5	大会の宿舎で他校の選手が、顧問の先生にビールをお酌していた。「これって変だな」と思ったのですが！	8
		B－6	水泳部顧問です。生徒が「今日は生理で泳げません」とのこと。「良かったな。生理がなければ大変だ」と言ったら問題になってしまった。冗談だったのに。	
		B－7	柔道部の顧問です。計量に立ち会いましたが、生徒は体重を知られることは恥ずかしいと言います。こちらも気まずいのですが？	
		B－8	体操部の顧問です。体操は危険なので安全確保のため、選手の体に触れて指導していますが、それはいいのでしょうか？	9
		B－9	部員にメールアドレスを教えて、やり取りしているのですが、そこに落とし穴があるような気がするのですが？	
	体罰	B－10	えっ！顧問が怒って、生徒にボールをぶつけるてる？	10
参考資料	資料2	セクハラ・体罰等処分	21.22	
	資料10	H16.6.11 教育長緊急メッセージ（部活動での体罰）＜高校＞	33	
	資料11	H18.1.25 教育長緊急メッセージ（体罰・セクハラの根絶を図る）＜義務＞	34	
	資料13	セクシュアル・ハラスメント防止要綱・規準（例）	36	
C 健康管理と事故防止	C－1	部員の健康管理といわれても、どうしていいのか？	11	
	C－2	生徒の健康について学校全体で考えるってどういうこと？	12	
	C－3	部員の健康状態を把握するためには、どうすればいいのですか？		
	C－4	事故や怪我の防止のためにこんなことをしておきましょう。		
	C－5	仲間との関わりを良好にするために！		
参考資料	資料12	文部科学省からの通達（健康管理・事故防止）	35	
	資料14	健康管理カード（例）	37	
D 危機管理	D－1	危機管理の目的は何ですか？	13	
	D－2	危機管理意識って、どんな意識なんだろう？		
	D－3	緊急事態の「さしすせそ」って何？		
	D－4	学校にとっての危機とは？		
	D－5	誠意ある対応とは？		

D 危機管理	D — 6	普段から情報収集し、危機を予測し、危機を防止しよう！	14
	D — 7	危機防止やまさか時のために、これだけはやっておきたい！	
	D — 8	緊急時にはどう対応すべきですか？	15
参考資料	資料 3	事故発生届	23
	資料 4	〇〇県高体連事故対応	24
	資料 6	生徒連絡名簿	26
	資料15	大会中の事故対応（高体連）	38.39
	資料16	大会中の事故対応（高野連）	40
	資料17	A E Dを使った一次救命処置	41
	資料18	インフルエンザ等感染症の対応	42
	資料19	雷への対応	43
	資料20	熱中症の予防と応急手当	44
E 生徒引率 の 自家用車使用	E — 1	「生徒を引率するための自家用車使用に関する要綱」知っていますか？	16
	E — 2	生徒を乗せるたびに届けを出して、校長の承認を得るって知っていましたか？	
	E — 3	自家用車に乗せて引率する場合、保護者の承諾は得られていますか？	
	E — 4	マイクロバスなどで引率するときに気を付けることは？	
参考資料	資料 1	公務使用車損害賠償	20
	資料 5	自家用車等同乗に関する保護者承諾書	25
	資料 7	生徒を引率するための自家用車使用に関する要綱	27.28
F 出張 や 文書発送	F — 1	派遣申請や大会要綱などを校内で回覧していますか？	17
	F — 2	出張なのか職専免なのか、旅費別途の出張なのか？	
	F — 3	高体連の役員として文書を出したいのですが、勝手に出しているものなのでしょうか？	
G その他	G — 1	いろいろ分からないことがあるので教えてください？ Q 1）部費の徴収について教えてください？ Q 2）保護者会を作りたいのですが？ Q 3）用具等の購入で気を付けることはありますか？ Q 4）部室へ生徒がストーブを持ってきましたが？	18
		G — 2	
		G — 3	
参考資料編	資料 1	公務使用車損害賠償	20
	資料 2	セクハラ・体罰等処分	21.22
	資料 3	事故発生届	23
	資料 4	〇〇県高体連事故対応より	24
	資料 5	自家用車等同乗に関する保護者承諾書	25
	資料 6	生徒連絡名簿	26
	資料 7	生徒引率自家用車使用について	27.28
	資料 8	トレーニング日誌	29～31
	資料 9	部活動年間計画	32
	資料10	H16. 6. 11 教育長緊急メッセージ（部活動での体罰）＜高校＞	33
	資料11	H18. 1. 25 教育長緊急メッセージ（体罰・セクハラの根絶を図る）＜義務＞	34
	資料12	文部科学省からの通達（健康管理・事故防止）	35
	資料13	セクシュアル・ハラスメント防止要綱・規準（例）	36
	資料14	健康管理カード（例）	37
	資料15	大会中の事故対応（高体連）	38.39
	資料16	大会中の事故対応（高野連）	40
	資料17	A E Dを使った一次救命処置	41
	資料18	インフルエンザ等感染症の対応	42
	資料19	雷への対応	43
	資料20	熱中症の予防と応急手当	44

A 部活動とは？

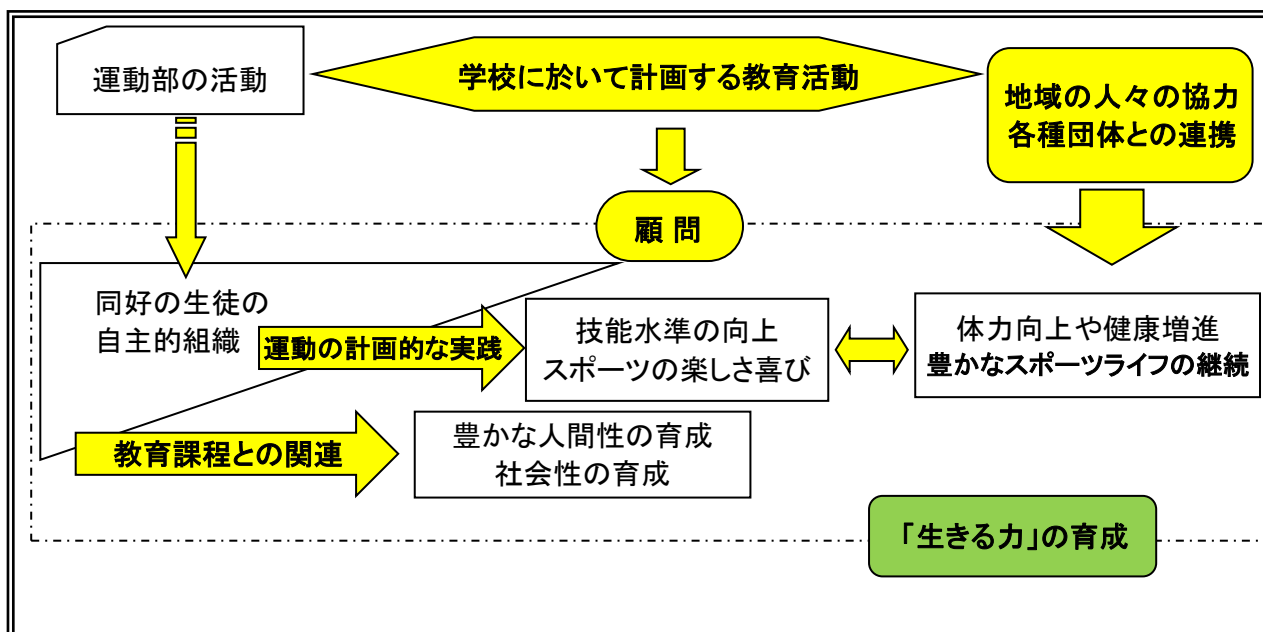
＜A－1＞ 適切な運動部活動のあり方を認識しよう！

＜適切な運動部活動のあり方＞

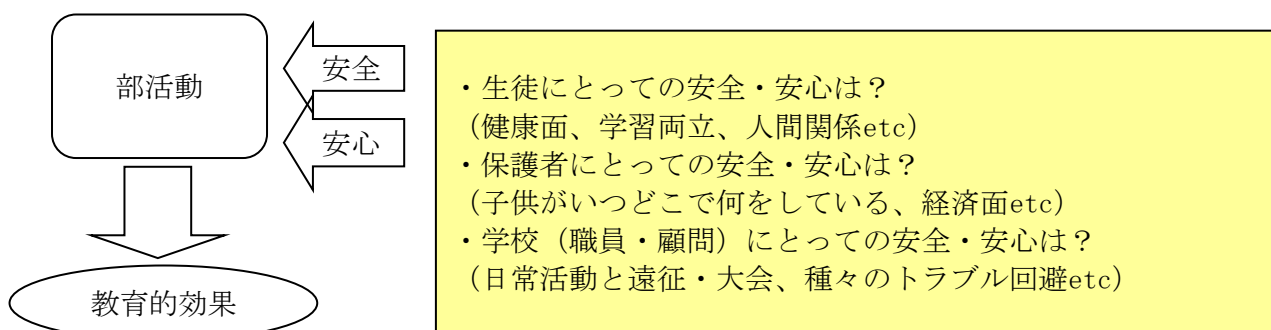
『生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。』

運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標である「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを踏まえた活動を行うことなどを示している。』

(H21 高等学校学習指導要領解説より)



あくまでも学校に於いて計画する教育活動であり、生徒にとって明るく充実した学校生活につながるものでなければなりません。したがって、顧問としてはまず「安全」「安心」を確保し、家庭や地域社会との連携を図りながら適切に行うものでなければなりません。



《A-2》 21世紀にふさわしい指導の観点を見出そう！

日本のスポーツ、特に競技スポーツの発展は、学校スポーツ活動に支えられてきた。とりわけ運動部活動の果たしてきた役割は大きいものがある。つまり、熱意ある指導者におんぶに抱っここの体制のような仕組みで日本のスポーツは発展してきた経過がある。

スポーツ科学の研究が進み、情報も一夜のうちに世界を駆け巡る今日、その指導体制は各分野に専門的知識を持ったスタッフがチームを組み、組織的に指導する体制に変容してきている。言い換えれば、高校の教育を一人の教師が全てまかなうのではなく、専門的知識を持った各教科の教師がチームを組み、組織として担っているのと同様の体制がスポーツの世界でも常識になり、本流となっている。

さて、スポーツの現場で指導者に求められている主な資質は、「技術指導の資質」「医学的指導の資質」「メンタル的指導の資質」「部活動経営の資質」等々である。勿論、学校の部活動であるので、「教師としての資質」が必要であることは言うまでもない。

しかし、各分野の専門的スタッフを揃え、チームを組み、組織的に指導する体制を学校で取れることは稀であり、依然として顧問になった先生方の熱意と犠牲の上に成り立っている状況を直視すると、日本のスポーツの歴史的背景が生み出したと思われる精神論というか根性論的指導が、いまだに行われている事実も浮び上がってくる。

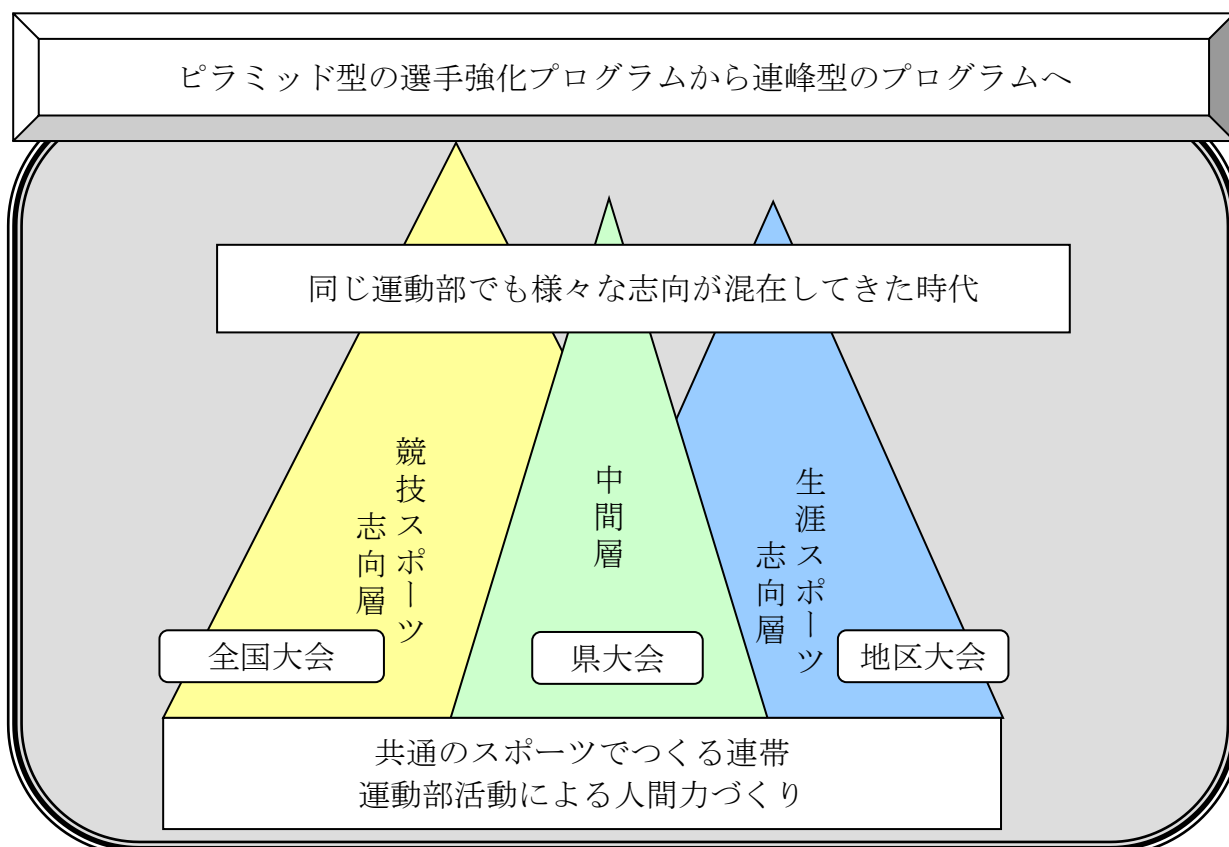
「個性化・多様化・自由化」や「開かれた学校」をめざす今日、生徒の部活動への期待は多岐になるとともに、ある保護者は無関心、またある保護者は熱心な期待で過干渉を生むという、従前にはない「集団としてまとめ難い」現象も見うけられる。今日、指導者に必要なことは、これらの現状に目を向け、生徒の「スポーツに求めるもの」を分析し、保護者や学校、あるいは地域も含めて「到達へのプロセス」を共有し、協同して動き出すことである。そこには私有化されたような活動もなく、真にスポーツ科学の発展に添う、スポーツ活動の姿が見えてくる。

そこで、次ページに記載されている内容を参考にいただき、スポーツ観の背景や現代的認識を再考する中で、指導者の意識にともしれば入りがちな日本の精神論的指導の源流を検証し、21世紀にふさわしい高等学校運動部活動指導のあり方や観点を見出して下さい。そして、視野を広く持ち、世界に目を向けた情報収集を行い、日々の運動部活動指導に取り組んでいこうではありませんか！

“スポーツ”を再
認識し、スポーツ
で学校を元気にし
ようではありません
か！



1 生徒の実態の把握と目標設定



2 精神主義が存在する理由

- ・スポーツは過去のデータを収集し、分析し、検証し、そこから身体トレーニング法や練習法、技術や作戦を編み出し、それらを身に付けることによって進歩する。（アテネオリンピックまでの室伏選手や野口選手のトレーニングやチーム北島の科学的サポートを考えてみよう。）
- ・しかし、非科学的で非合理的な考えが入ることもある。それは、スポーツに対する「無知」が根底にある。データや情報が集まらなかったり、あっても理解できなかったりすると「精神主義」（気合や根性を入れればスポーツにおける進歩が得られる）が台頭する。（アテネオリンピック前、女子レスリング浜口選手の父が演じたパフォーマンスに代表されることを突き詰めていけばどうなるか、考えてみよう。）

3 スポーツを行う理由

- ・体育史的に見れば、このモチベーションは①神々のため②皇帝のため③民族のため④国家のため⑤郷土のため⑥母校のためと変化し、○家族のため○恋人のため○自分のためと遠くにあるものから近くのものへと近づき、自分自身のためへと到達した。そして、「他者のため」にスポーツを行うことは、個人の力を発揮させる上で近道で有効な場合があるが、非科学的な指導が入りやすく、単発的な結果で発展性が少ないと考える。

4 罰（体罰的指導）の体系からの離脱

- ・「他者のため」に行われる場合、選手は「他者」の管理下におかれ、「罰の体系」によって支配される場合が多くなる。一定の成績を上げられない選手や練習でミスを繰り返す選手に対して、指導者や教師や監督（国家や母校といった「他者」の利益を追求し、実現するための存在）が、罰をくだし、罰を回避したいがためにスポーツに打ち込む形が生まれてくる。この「罰の体系」は当然「精神主義」がよりどころになり体罰的指導を生むこともある。
- ・つまり、選手自身の利益を考える指導者なら、その指導内容は合理的で科学的なものとなり、「精神主義」に頼ることはなくなる。体罰的指導を生む背景には、「学校のため」「連覇のため」等の他者の存在や、罰を使って指導力やモチベーションを高めようとする、指導者の焦りもあるのではないだろうか。
- ・スポーツ技術の向上は、「苦しくて怖くて仕方がない」時と「楽しくてやる気があって仕方がない」時とどちらが進歩するかは指導者自身が身をもってわかっているはずである。

参考文献：「スポーツとは何か」 玉木正之（2000年・講談社新書）から一部引用

《A－3》 顧問の役割ってなんだろう？

＜運動部活動運営に係わる顧問の役割と配慮事項＞

- (1) 民主的な運営による開かれた部活動への工夫
- (2) 豊かな人間性や社会性を育てる人間関係づくりへの工夫
- (3) 科学的合理的な練習方法の工夫
- (4) 事故防止と危機対応

(1) 民主的な運営による開かれた部活動への工夫

- ア 部活動の指針や年間計画・目標の明確化を生徒参加のもとで作り、短期及び中長期目標において定期的な自己評価をしましょう。
- イ 保護者にとって、「いつ」「どこで」「何が」行われているか知ることは最も大切なことです。保護者・学校・地域に向けた部活動広報（部活動通信）は、協力・支援をいただくために欠かせないものです。

(2) 豊かな人間性や社会性を育てる人間関係づくりへの工夫

- ア 生徒と顧問のかかわり
技術指導等の前に、顧問自身が一人の人間として生徒に信頼される関係の確立が大切です。
- イ 生徒同士のかかわり
学び合い、助け合い、認め合う上級生・下級生・同級生の関係づくりへの工夫を怠ることはできない。上級生と下級生あるいは選手と補欠など、それぞれに居場所あるいは活躍の場を確保できるような活動の工夫をしましょう。また、リーダー（キャプテン）の発掘と養成は顧問の大切な仕事です。
- ウ 生徒をとりまく環境とのかかわり
部活動に係わる諸問題を解決するに当たっては、保護者・学級担任・職員など生徒をとりまく諸環境に働きかけ協力と支援を得ることが大切です。
- エ 体罰、暴力的指導の根絶 ＜別掲P 10～＞
- オ セクシャル・ハラスメントの防止 ＜別掲P 6～＞

(3) 科学的合理的な練習方法の工夫

勝利至上主義や極端な精神主義に基づいた指導は、生徒の健康状態への影響の他に非民主的な上下関係や閉鎖性、体罰・しごき、顧問による部の私物化など、社会的な非難や誤解を招く状態を生みやすいので注意しましょう。

特に、生徒にとって「バーンアウト（燃えつき症候群）」「ドロップアウト（離脱）」「トランスファー（移籍）」など、スポーツ本来の楽しみを忘れてしまう懸念がある。

(4) 事故防止と危機対応

＜別掲P 11～＞

緊急事態においては「さしすせそ対応」（最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意を持って、組織で対応）を実践しましょう。

《A－4》 顧問って大変なんだよな！でも大きな魅力がそこにある！

部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場です。日々の部活動において生徒と一緒に汗を流し、話し合い、励まし合い、高め合っていくことで担任や保護者にはできない触れ合いができるなど、授業とは異なる人間関係や生徒理解を深めることができます。このことは、学校の教師としての醍醐味であり、他の職業ではなかなか体験できないこととして大事にしたいものです。

《A－5》 困ったときに相談できる場所はありませんか？

＜相談・援助などの問い合わせ先＞

- 長野県高等学校体育連盟事務局 026-234-1205 koutairen@ngn-hssp.org
(高体連への登録、大会への参加・問合せ、各競技専門部について 等)
- 長野県教育委員会スポーツ課 026-235-7448 sports-ka@pref.nagano.lg.jp
(安全指導、部活動運営、部活動での事故・けが、部活動研修 等)
- (公財)長野県体育協会 026-235-3483 naganoken@japan-sports.or.jp
(各競技団体の連絡先、公認スポーツ指導者について 等)
- 市町村教育委員会
(スポーツ推進委員について、市町村の体育施設について 等)

《A－6》 顧問になったけど私のような素人顧問では生徒に悪い？

Q) 専門的知識や技術を持っていない顧問はどのように係ればよいのですか？

A) 技術指導ができるにこしたことはありませんが、その前に生徒の健康状態、学習活動への影響、友人関係の様子など配慮することが大切であり、そのためには、生徒との共有時間のある程度確保しなければなりません。

「技術指導ができないから」等という消極的な係わりではなく、5分でも10分でも部活動に出て、生徒にその日の活動内容や注意事項を的確に指示し、励ましの声をかけてやるなど、顧問が、安全や望ましい人間関係などへの配慮を適切に支援することで、喜んで自主的に活動をしていくことにつながっていくものです。

顧問が、安全や望ましい人間関係などへの配慮を適切に支援することで、可能な限り生徒に任せていくことは、生徒の「生きる力」の育成に大きく貢献できるものと考えます。従って、技術指導ができないことからくる不安はそれほど持つ必要はないものの、顧問自ら指導力を高める努力も大切であり、その積極的な姿勢が必ず生徒に響くことも知っておいてください。

技術指導については以下を参考にしてください。

- 1 毎日の活動に努めて立ち会い、顧問自らも学ぶ。
- 2 近隣の高校や他校の専門の顧問に協力をあおぐ。
- 3 地域の指導者等の協力関係をつくる。

《A－7》 練習時間が長くなければ、結果はついてこない？

Q) 効率的な練習はどのようにすればよいですか？

A) いたずらに長時間にわたる練習は、疲労を増し集中力を欠き、練習効果が上がらないばかりでなく、ケガや事故の原因にもなりかねません。以下を参考に、生徒の健康管理には十分配慮して練習計画をたててください。

- 1 当日の練習内容の事前確認徹底
- 2 適当な休憩時間の確保と集中力の維持
- 3 継続的な練習実践

B 不適切な指導

＜スクール・セクシュアル・ハラスメント＞

最近、全国的に運動部顧問の様々なセクハラ行為が報道されています。長野県でも運動部顧問の懲戒処分を含む事例がありました。

少し前までは、セクハラ概念が労働の場で認識されることが多く学校でセクハラがあるとは考えにくいと思われていました。しかし、今や学校の中にもセクハラの土壌が大いに存在し、運動系だけでなく文化系においてもそれに気付く感性が鈍り、セクハラに近い行為をしてしまう先生もいるのではないかと考えられます。

私たちは様々な事例に対しての考え方を学び、生徒と顧問が良好な部活動を構築し、セクハラのない学校を教育者としてつくりだすことを求められています。そのための資料として下記のとおり作成しましたのでご活用ください。

なお、編集にあたり、SSH P（スクール・セクシュアル・ハラスメント）防止全国ネットワーク（事務局：亀井明子さん）の監修をいただきました。

参考文献：「知っていますか？スクール・セクシュアル・ハラスメント一問一答」

＜B－１＞ 選手にマッサージしたらセクハラ？

Q) 陸上部の顧問です。日本陸連のトレーナー資格も獲得しているので選手にマッサージやテーピングをよく行います。最近耳にするスポーツ・セクハラとの関係はどんなものなのでしょう。

A) マッサージやテーピングは緊急の怪我や疾病と違い、本来の顧問としての責務にならない行為です。部活動運営の中で選手強化の一助として築いてきた行為でしょうが、当然身体接触を伴い、教師と生徒との関係からすればもっともセクハラを感じさせる場面にもなります。医療行為でなく疲労回復の一助だからという理由でのマッサージやテーピングがスポーツ・セクハラの実例になっている例が多いことも事実です。少なくとも米国では無資格の指導者が異性にマッサージすることはありえません。

それでも現実の中で生徒から是非にとリクエストがあった時、①生徒と教師の合意があることと、②密室でない環境、③一対一でなく衆人の目が届いていること等の④第三者から誤解を受けないような状況も加味して行うことが必要ではないでしょうか。トレーナー資格の有無にかかわらず、教師が一方的に「マッサージをしてやる」というような思いでの行為は、セクハラにつながるとともに性的虐待（セクシュアル・アブュース）にもつながると考えてください。

さらに、日本のスポーツ現場では指導者が医療類似行為を行っている例が多数あり、今後の大きな検討課題を内包していることも理解してください。そんな中で、長野県体育協会では1997年から国民体育大会に医療資格のあるトレーナーを全国に先駆けて帯同し、日常の合宿等でもマッサージやテーピングをしています。また、日本陸連では2003年、セクハラに関して倫理規定を策定していますので参考にしてください。

《B-2》 練習が遅くなったので車で生徒を送っていききました。 えっ、これも？

Q) テニス部顧問です。特訓等で8時の終バスに乗り遅れた生徒を自宅まで送っていくことがあります。交通の便も悪い地域なので生徒の安全確保とサービスの精神で行っていますが、車は密室なのでこれも一歩間違えばセクハラになるのではと最近思うのですがいかがでしょうか。

A) まず、送る必要がある時間まで部活動をする必要性について考えることが必要ですが、質問の状況時、車はハンドルを握る人が行動を決定することができるので、強者と弱者の関係が生じ、セクハラと誤解を受けやすい行為になります。まずは①事情を説明して保護者の送迎を期待すべきです。安全確保のために送る必要がある時も②必ず保護者に連絡して了解を得ることが必要です。連絡がつかなければ③同僚に伝える等の配慮も必要でしょう。加えて、乗車の場合は④助手席でなく後部座席での客人扱いが必要です。そして、車内で性を意識させる会話があればセクハラそのものと理解してください。

《B-3》 一対一の指導はセクハラ状態？

Q) 過日、都立の国際高校を見学した時、冬の寒い中、一対一（男・女）のゼミはドアを開けて生徒を教えていました。そこまで気をつけるのが世界の常識とのことでしたが、どうなのでしょう。

A) 授業での指導といえども教室でドアを閉めた状態は密室となります。教師と生徒の関係は強者と弱者と捉えて、強者が密室状態を作り出す行為そのものがセクハラ的第一段階と考えることが一般的です。諸外国の中ではこのような場合、男・女だけでなく、男・男、女・女、女・男の場合も密室は作らないことが常識となっています。ですからこのような意識を常に身に付けてスクール・セクハラを防止してください。

《B-4》 休日練習は生徒が交替で私の昼食を作ってくる。違和感があるのですが？

Q) 今年の転勤で女子バレー部の顧問になりました。土日の練習試合等で遠征する時、1年生の生徒達が順番に顧問の昼食を作り、食べてもらうことが伝統になっているとのことで驚いています。これはスクール・セクハラを生み出す土壌のような気がしますがいかがでしょう。

A) 1999年に当時の文部省の「セクハラ規定の制定について」を受けて各都道府県教育委員会がガイドラインを制定していますが、その中で「『性的な言動』とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別による役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含み…」となっています。このことを考えますと、女子部員が昼食を作り顧問に提供していることから発展し、それが日常化する中で、顧問の先生が「女子部員は弁当を作るもの」だと考えてリクエストをしているならば、男女の役割分担による押しつけになり※「ジェンダー・ハラスメント」につながっていくと考えられます。ましてや顧問が昼食をリクエストすることがあれば教員として資質を問われることです。

ご質問のような好意によるサービスと考えられる場合でも、順番に作るならば「いやだなあ」といえない部員もいるかもしれません。このような伝統には終止符を打ってください。顧問は部員に対し、練習成果や競技成績でメンバーや戦略・戦術を決定する際は大きな力を持っています。これは、強者と弱者の関係が成り立ちます。また、「女子は作るもの」という社会的・文化的に形成された性（※ジェンダー）とも関係があり、ご指摘のようなスクール・セクハラを生み出す土壌になるものと考えられます。

《B-5》 選手が顧問の先生にお酌！「これって変だな？」

Q) 先日、ブロック大会で同宿になった他校の顧問が、夕食時に部員からビールを注いでもらっていました。私も本校生徒もなにか「これって変だね」と感じたのですがその高校ではいつものことのようにです。スクール・セクハラのような気がしますがいかがでしょう。

A) 「これって変だね」と感じた先生と生徒の感性がセクハラを防止する基本です。そこで、①家庭でお父さんにお酌する場面と②今回のケース、さらに、③巷間の飲食店でビールを女性から注いでもらうという三つの場面を連想してみてください。おそらく③の場面に近いことが第三者には感じるはずですが、これは、《B-4》で答えた内容と同じ回答です。ところが他校の顧問の感性は①の場面を連想していると思われます。しかし、あくまで教師と生徒は家族ではありません。顧問の都合のよい「同じ仲間だから、家族のようなものだから、連帯感を高めるから…」のような曖昧な感性こそが、セクハラにつながる行為を助長すると理解してください。

《B-6》 「生理がきてよかったな」冗談のつもりが！

Q) 水泳部顧問です。部員との会話の中で「生理なので休みたい」と言われ、「そうか、よかったなあ。生理が来なければ大変で心配だよなあ」と冗談半分で言ってしまいました。その子は家庭に帰り、親に報告して問題になっています。この部員とは信頼関係ができていますし、普段から冗談も交わしているのだと思います、ほんの軽い気持ちで言っただけなのですが、セクハラでしょうか。

A) 学校でよくある男性教師が「冗談で言った」と弁明する女子生徒への言葉によるセクハラです。たとえ冗談とは思っていても、言われた部員はとても嫌な思いをして心に大きなダメージを受けたはずですが、当然この言動は、教育公務員として信用失墜行為にあたるので、長野県「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止要綱」第10条「セクシュアル・ハラスメントを行った職員に対しては、**その態様等に応じ、懲戒処分を含む必要な措置を講ずる**」に準じて処分の対象となる内容です。まず、事実関係を校長に報告して、生徒・保護者に本心から反省を示した「誠意ある謝罪」をしてください。処分については事実関係の調査が終わってから条例等に基づいて行われます。

また、関連したことは、部活指導や水泳の授業等で生徒が見学等の申し出をする時、「生理なので」ということを半ば強制的に男性教員に伝達させている光景があるということです。これを周囲に教員や生徒がいて聞いていれば、女子生徒は「嫌だなあ」と感じるのが普通ですので、このような配慮のない環境や強者と弱者の関係の中で半強制的に見学の申し出が行われるならば、セクハラ行為になりえるものと感じます。ですから、生徒の身体に関連しての言動は、「常に気遣いながらの思い」が大切です。

《B-7》 女生徒の計量で体重を知ってしまっているが、気まずい！

Q) 柔道部の顧問です。以前は女子選手の試合前の計量に立会っていました。しかし、体重を知られると恥ずかしいという部員もあり、現在は女性顧問にお願いしています。この選択でよいでしょうか。

A) 体重を知られたくないと思うのは自然な感情です。男性の顧問が指導のためとはいえ女子部員の体重というデリケートな情報を一方的に得ることは力の乱用につながります。健康診断書の提出を義務付けている大会もありますが、あくまで生徒との合意が大切であるとともに、「指導のため」という顧問の論理だけで生徒が「嫌だなあ」と思うことを一方的に行えばセクハラにつながるということを常に考えて指導することが必要な時代です。

《B－8》 体操は安全確保のために、生徒の体に触れるが？

Q) 体操部顧問です。安全確保のため、選手の体に触れて指導することは日常化しています。競技の特性から考えれば当然だと思いますがいかがでしょう。

A) スポーツ指導の場面では体育の授業も含めて他人の身体に触れる必要のある場合が多くあります。しかし、安全確保のため、あるいは介助のために必要だとはいえ、他人の身体に触れるのですから、場合によってはセクハラになる可能性を含んでいることを認識しなければなりません。ですから、①競技特性を理解させ補助することについて理解を得ることや②不快に感じるような触れ方をしないことは勿論、③身体接触をしないですむ指導法が最重要でそれを工夫することも指導者として必要なことでしょう。そして、④身体接触は必要な範囲に限ることが大切であり、身体に触られることを「いやだなあ」と感じるものがノーマルな感情であり他者から触れられない権利でもあることを理解して指導してください。

《B－9》 メールのやり取りに落とし穴！？

Q) 部員がメールアドレスを教えてというので気軽に教えたら毎日メールが来て返信に困っています。最近の生徒は、話すというコミュニケーションよりメールでのやり取りが盛んなのでこれが発展すれば、何かセクハラにつながる落とし穴があるような気がするのですがいかがでしょう。

A) ご指摘のように最近の高校生のメールのやり取りは凄まじいものがあります。しかし、顧問と生徒の間での情報伝達手段としてのメールについては厳しいルールがあるべきです。それは、緊急時以外は使用しないということです。本来、部活指導で教師が生徒に語り、生徒が教師に語るコミュニケーションの連続の中で信頼関係が構築されていくと思います。「明日の開始時刻は何時に変更」とか利用できる内容は多岐にわたると思いますがあくまで対面しての計画的な指導が基本と考えます。

また、メールの頻繁なやり取りをしていった結果、例えば、生徒が落ち込んでいる時に「君は大切な存在なのだ」とメールしたと仮定しましょう。顧問が部員を単純に激励する気持ちでも、客観的に考えれば文面からは求愛的な側面も感じられてしまいます。これが進めば恋愛感情が芽生えることも予測できます。教員は、全ての生徒に公平に接することが求められることは勿論、一人の生徒を恋愛関係に巻き込んだとしたら、その結果として、周囲の生徒に対しての環境型セクハラに発展する可能性があるのです。

時代の流行としてのメールは、時として、特定の部員が顧問に対し、特別な接触を求めてくるものにも変容します。加えてメールとは密室での会話です。そう考えれば、大人としての視点に立って、メールのリスクを回避した指導の方が必要ではないでしょうか。

<体罰>

《B-10》 えっ！顧問が怒って、生徒にボールをぶつけてる？

Q) 顧問の先生が、ミスした部員にボールをぶついたり、蹴ったり、いらだって近くの物を蹴っていました。本気で一生懸命指導していれば当然だとか、お互い信頼関係ができていいのだと言うのですが？

A) 体罰にいい体罰などありません。部活動は生徒の人格形成の場であり、暴力を容認することは許されません。

また、一生懸命やっていれば何でも許されるというわけでもありませんし、信頼関係ができていれば、そんな威圧的な行動は必要ありません。

顧問と部員との関係を上下関係だと錯覚したり、勝つための指導の一環であると誤解して、或いは無意識のうちに理屈をつけて体罰を加える教師は後を絶ちません。

暴力的な行為でしか生徒を指導できないのは、他の指導方法が見つからない未熟な指導者だと考えられます。我々教師は、生徒の人格をいつも心にとめながら指導にあたりたいものです。

C 健康管理と事故防止

《C—1》 部員の健康管理といってもどうしていいのか？

1：生徒の健康管理と情報の共有

- (1) 顧問と担任・養護教諭・保護者との各部連絡会をもつ。
- (2) 年度当初の健康診断はできるだけ早い時期に実施し、必要な情報については、顧問として把握する。
- (3) 新入部員については面談等を行うなかで、必ず、顧問が、健康状況を把握しておく。
- (4) 顧問交替時には顧問用健康管理カード等によって引継ぎをする。
- (5) マネージャーからの情報を常に入れる。
- (6) 保護者との密接な連携を図る。

2：生徒が申し出やすい環境づくり

- (1) 日頃から部員とのコミュニケーションを図る。

3：学校医との連携

- (1) 部員は定期的に検診をうける。
- (2) 顧問・部員は、応急処置や救急法の研修をうける。

4：健康管理マニュアルの作成

- (1) 部員に健康管理カード等を持たせて自己管理させる。

※注意：個人情報の取り扱いについては、特に注意すること。



私の学校では、こんなふうに指導しています。

《C-2》 生徒の健康について学校全体で考えるってどういうこと？

部員の健康管理や事故防止の指導は、学校全体で取り組む課題であると考え、学校保健担当者の協力を得ながら行っています。

学校保健安全計画に、部員の健康管理や事故防止に必要な施策を盛り込み、学校全体で指導にあたるようにしています。

練習前、後の健康観察を丁寧に行うよう心がけています。

新入部員の健康状態を把握するための工夫をしています。

(例) 新入部員顧問面接
新入部員担任面接
中学校との情報交換等

学校医に貧血検査や健康相談をお願いしています。

健康診断の結果、必要と思われる情報は、全教職員で共有しています。

定期健康診断を、年度当初の可能な限り早い時期に実施しています。

《C-3》 部員の健康状態を把握するためにはどうすればいいのですか？

顧問と保護者の連絡会に、学校保健担当が出席して、健康相談等を行っています。

運動部顧問会に、学校保健担当が出席して、研修や相談を行っています。

部日誌を活用して、部員の健康、ケガ、疲労の状態などを把握しています。

部員の健康管理カードを作成して、常に健康状態を把握しています。

けが予防や疲労回復のために、準備・整理運動等を怠らないようにしています。

顧問や部員対象の救急法研修会等を、年2回実施しています。

気候や天候等に十分配慮し、生徒の実態にあった指導をしています。

部活動中のケガ等に対する対応マニュアルを、全部員に周知しています。

《C-4》 事故や怪我の防止のためにこんなことをしておきましょう！

公式大会、合宿、遠征の際には、部員の健康状態等を学校医に相談しています。

体育活動に使用する機械器具の安全点検を、学期に1回実施しています。

食事の回数や水分補給等についての指導を行い、エネルギー源の枯渇や脱水による疲労等がおきないように注意しています。

部員に健康管理カードを持たせ、健康に対する意識の高揚をはかっています。

栄養士、養護教諭、家庭科教諭、保健体育科教諭等に特別指導を依頼して、健康管理やケガ予防について意識の高揚をはかっています。

《C-5》 仲間との関わりを良好にするために！

良好な人間関係を保つために、生徒への励ましや声かけを忘れないようにしています。

担任や保護者との連絡を密にして、成績、友人関係の変化等に気を配っています。

保護者会やミーティングを開催し、部員一人一人を大事にした指導を心がけています。

D 学校における危機管理

《D-1》 危機管理の目的は何ですか？

- (1) 生徒の生命を守る
- (2) 生徒と教職員の信頼関係を維持し、良好に保つ
- (3) 学校に対する保護者・地域社会からの信用を守る

《D-2》 危機管理意識って、どんな意識なんだろう？

「危機管理意識」＝「ちょっと変だな」「これで大丈夫かな」と感ずる意識

時間とともに劣化するものである。したがって、時々この意識を確認することが大切である。

《D-3》 緊急事態の「さしすせそ」って何？

運動部活動の指導にあたっては、安全を最優先課題としてとらえ、事故防止には万全を期さなければならない。また、生徒自身が危険を予知し、克服する能力と態度を身につけるよう日頃指導することも大切である。

特に緊急事態においては「さしすせそ対応」（最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意を持って、組織で対応）をするとともに、日頃、救急処置等への研修を怠らないようにすること。

《D-4》 学校にとっての危機とは？

生徒を危険にさらすこと。生徒・保護者（住民）からの批判と信頼感の喪失である。そして、危機管理の第1歩は、学校の職員全員が「学校にとっての危機」とは何かということを共通認識するところから始まる。

《D-5》 誠意ある対応とは？

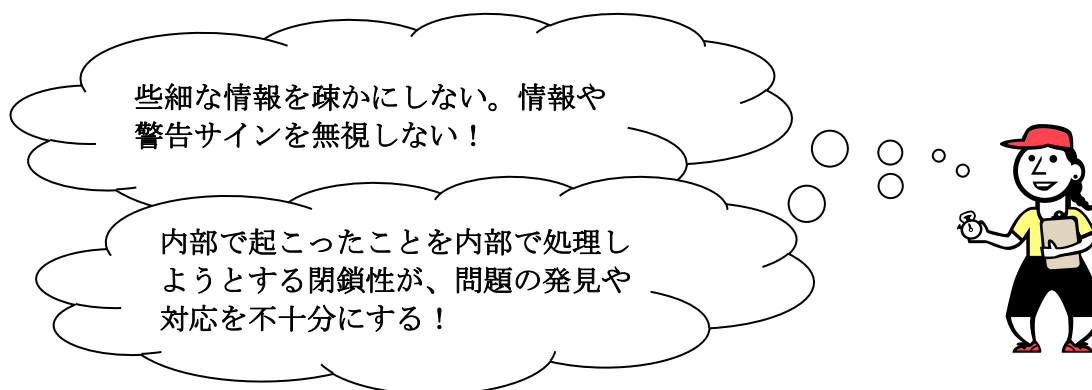
最初の対応が特に重要である。また相手方との相対関係を十分認識することが大切となる。自分としては誠意ある対応をしたと思っても、相手方にとって誠意と感じられない場合は「誠意ある対応」とは言えない。また、職員全員が同じ意識で対応しないと、たった一人の一言で信頼関係が崩れてしまうことがある。

《D-6》 普段から情報収集し、危機を予測し、危機を防止しよう！

＜危機の予測と危機防止＞

普段から危機となりうる要素（生徒の様子、施設や設備の状況等）についての情報収集に心がけ、収集された情報を校長に報告する。そして問題の所在を確認し対応策を講じる。

常に危機の防止と回避に最大限の努力をする。



※運動部顧問会を必要に応じて開催し、共通した意識での指導体制を構築することが重要である。

校長・教頭、教務、生徒会等の分掌と連携する必要もある。

《D-7》 危機防止や万一の時のために、これだけはやっておきたい！

- ア 部活動緊急連絡網の作成。生徒・保護者への配布と教務への提出
- イ 部活動危機管理マニュアルと年間計画の立案・作成と部員への配布
- ウ 緊急時の対応医療機関名とその連絡先
- エ 部活動全般について年度当初に保護者への通知
- エ 校外の練習場所への通路確定とその安全確認
- オ 上記通路における事故発生時の連絡方法と報告経路
- カ 校内の練習場所の安全管理
- キ 上記における事故発生時の連絡方法と報告経路
- ク 怪我等対応のための簡易措置の医薬品準備
- ケ 私費会計についての依頼と会計処理監査報告の実施
- コ 部員に対する心肺蘇生法とAED研修の実施



まとめると、以下のようなことが事前対策として必要だと思います。

潜在リスクの把握と対策

- 部員の健康状態等のチェック
- 練習場所の安全管理
- 練習計画の作成とチェック
- 顧問不在時の活動のあり方
- 外部指導者の活用のあり方

諸届・連絡網・マニュアルの作成・整備

- 自家用車公務使用届～生徒引率届
- 連絡網（部員名簿）
- 危機管理マニュアル（医療機関の連絡先）
- 活動計画等の保護者連絡
- 保護者の承諾書

研修会・講習会の開催

- 危機管理意識啓発研修
- 救急救命法・AED講習会

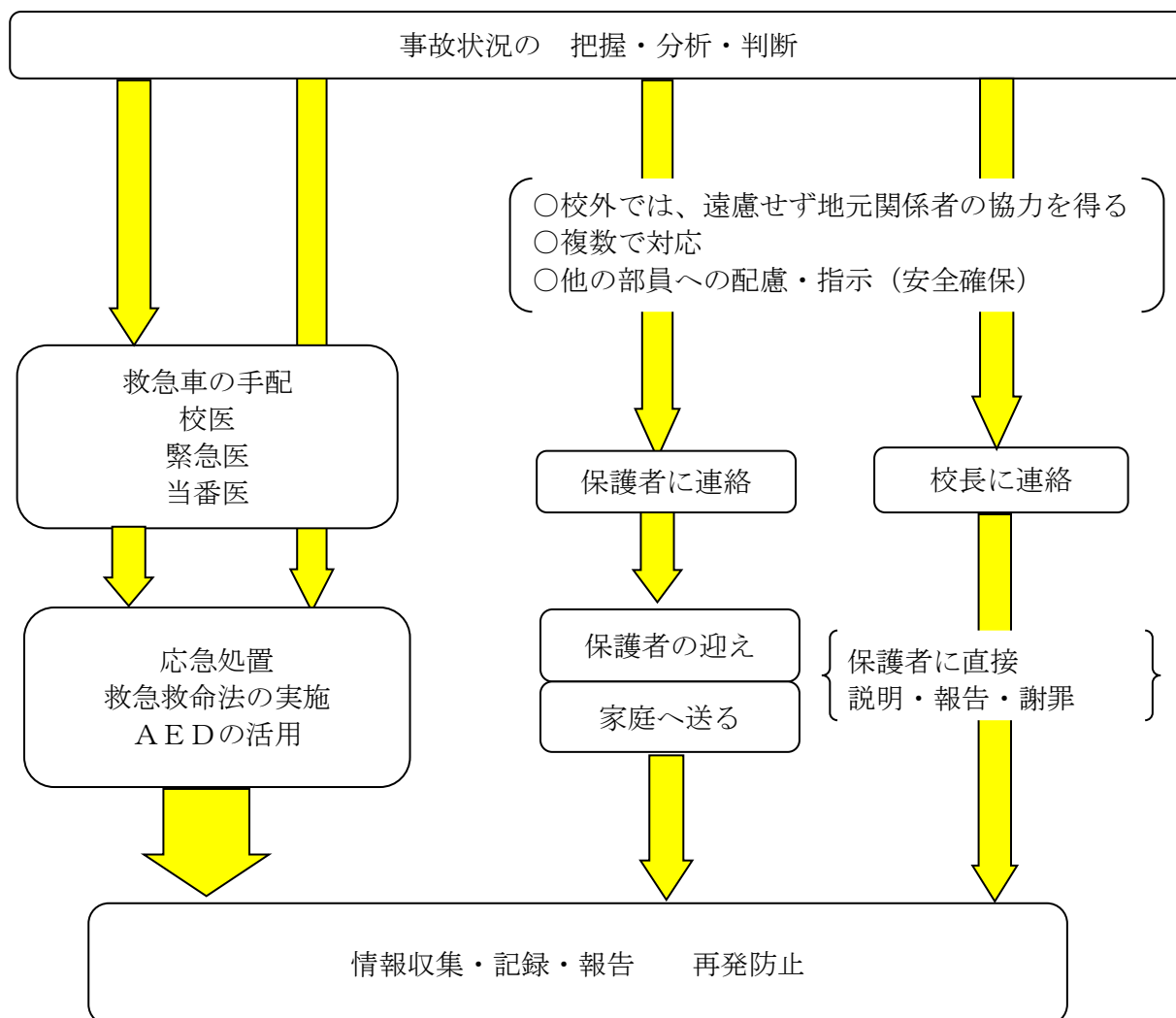
《D－8》 緊急時にはどう対応すべきですか？

危機が発生した場合、適切に対応し、生徒の生命や身体の安全を守り、その被害を最小限にとどめること。万全の対策をしていたとしても、事件、事故は突然発生するものである。如何に被るダメージを最小限にとどめるかは、クライシスコミュニケーション（事故を起こしたことではなく、起こしたことに対してどのように対応したか）が最も大切となる。

※ダメージを最小限に止める。

- ☆生命と人権に配慮
- ☆すばやく誠意ある対応
- ☆「たぶん大丈夫」は厳禁 早く専門家へ
(軽度と思われても念には念を。何もなくて元々。)

緊急対応（例）・・・各学校ではより具体的に！！



E 生徒引率のための自家用車の使用

《E-1》「生徒引率するための自家用車使用に関する要綱」知っていますか？

《E-2》生徒を乗せる度に届を出し、校長の承認を得るって知っていますか？

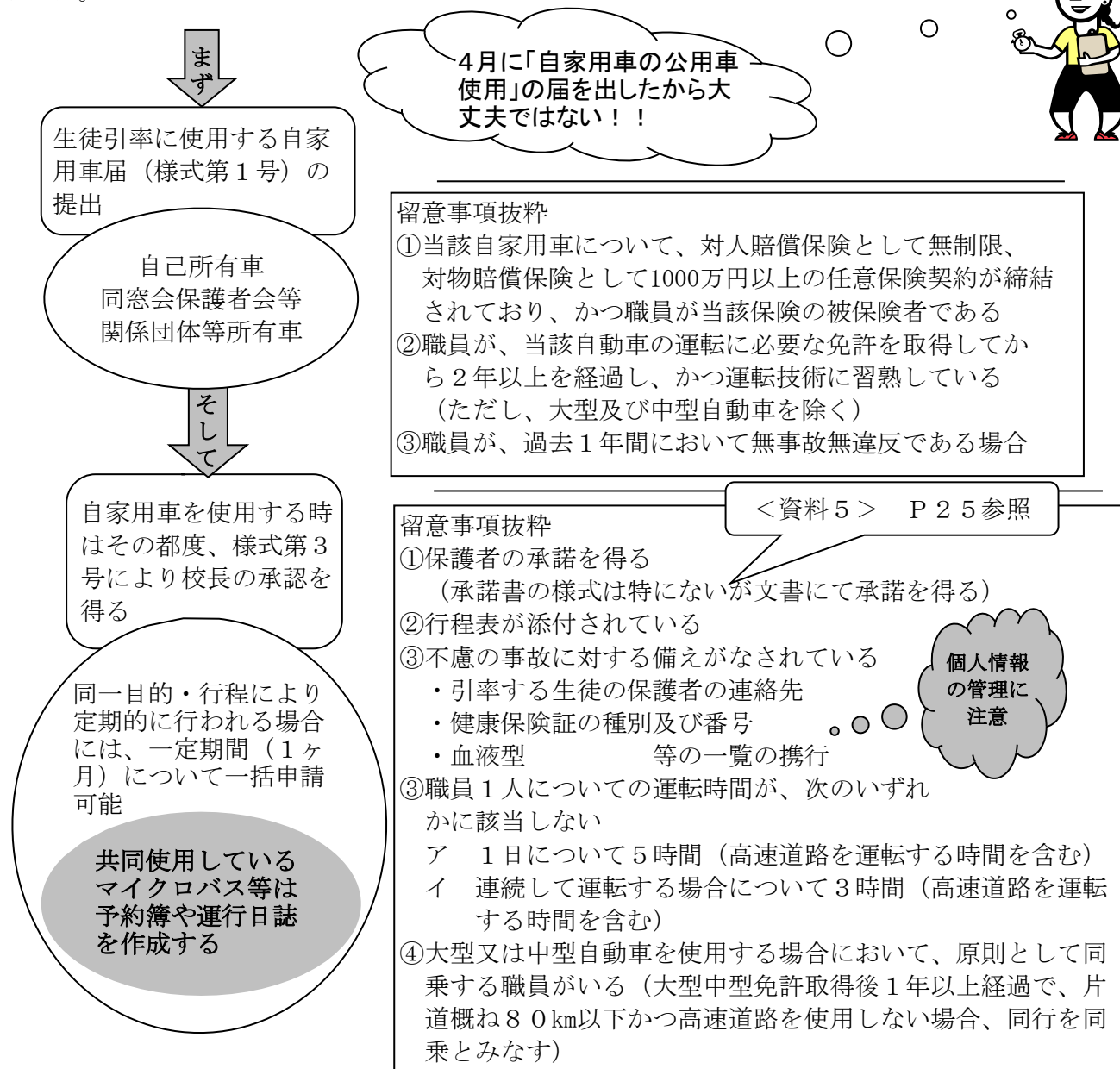
《E-3》自家用車に乗せて引率する場合、保護者の承諾は得ていますか？

《E-4》マイクロバスなどで引率するとき気を付けることは？

平成8年「生徒を引率するための自家用車使用に関する要綱」が制定され、平成19年10月に改正がされています。この要綱の制定及び改正は、生徒引率は公共交通機関の利用又は営業自動車の借り上げによるという従来の原則を変更するものではなく、校長の承認に基づく学校教育活動として位置付けがなされない場合には、自家用車による生徒引率は認められないと付記されています。

しかし現状に目を向けますと、利便性や生徒の経費負担軽減等を考慮して自家用車による生徒引率が、日常的に行われているケースも見うけられます。

そこで、参考までに自家用車による生徒引率を行う場合の手順等を下記に簡略化してみました。



備考：詳細、様式等については、長野県教育関係職員必携（平成21年度版）の1542ページ～1553ページを参照してください。

F 高体連関係の出張や文書の発送

私達はともすると、派遣申請や大会開催要項等を校内回覧（校長・教頭・事務室）せずに、自身の判断で大会に参加し生徒引率や出張等している場合があります。

しかし、出張扱いになるのか職免扱いになるのか等の判断は学校長判断であり、職員個人に任されてはいません。

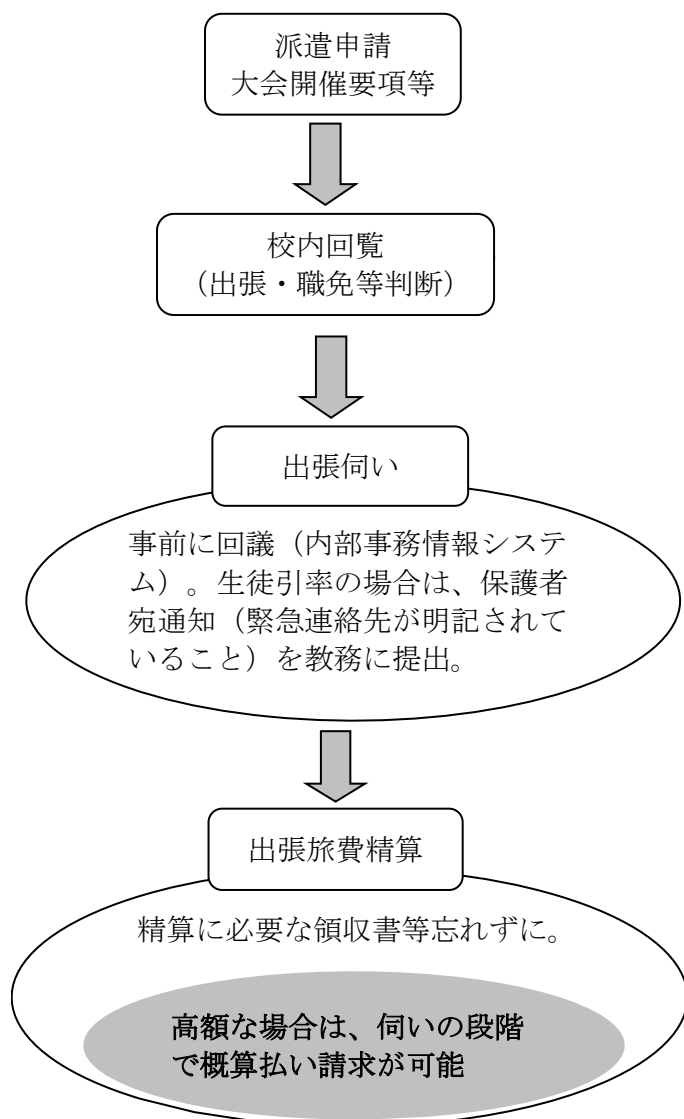
また、体育科を中心に多くの教職員の方々が、高体連の役員や競技団体の役員をお引き受けし、その職務上、関係者への派遣申請等の文書（高体連会長名や競技団体長名）を作成し送付している場合も多いと思われます。この様な場合、その文書内容については関係機関（高体連会長や競技団体長）の確認を事前に受けておくことが必要なわけではありますが、きちんと励行されているのでしょうか。自身の判断で作成・発送してしまっていないでしょうか。

そこで基本的な手順等を参考までに下記に簡略化してみました。

《F-1》 派遣申請や大会要綱などを校内で回覧していますか？

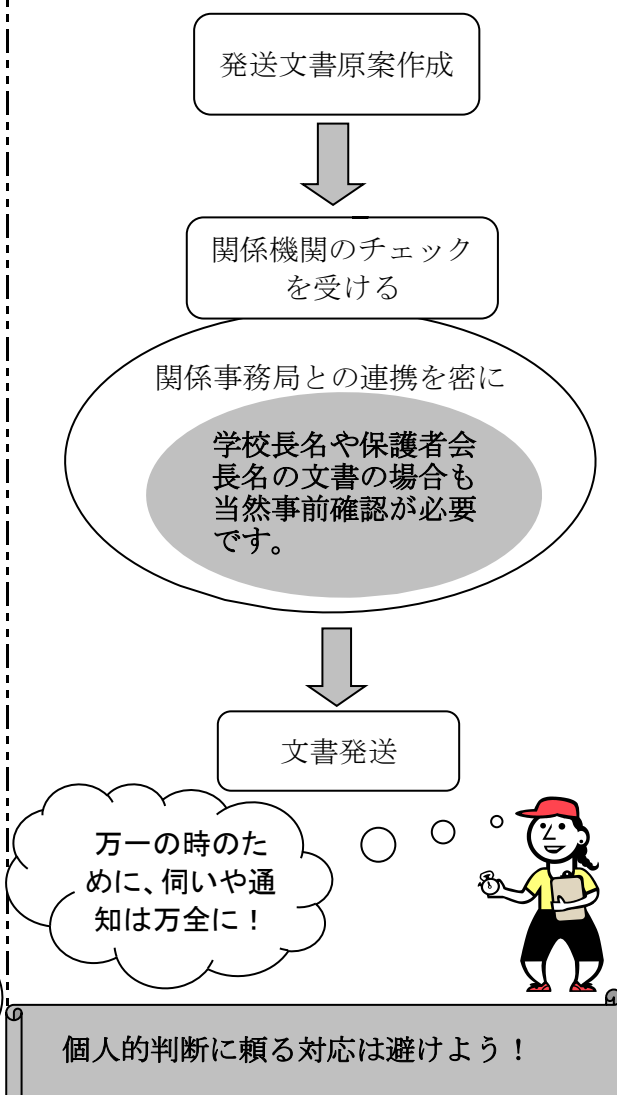
《F-2》 出張なのか職専免なのか、旅費別途出張なのか？

<出張について>



《F-3》 高体連の役員として文書を出したいのですが、勝手に出してもいいものなのでしょうか？

<文書発送について>



G その他

《G-1》 いろいろ分からないことがあるので教えてください？

以下のような問題は、各校によって対応はまちまちです。基本的に各学校で判断し対応してください。各校の体育科や顧問会、生徒会等で確認し、内容によっては、保護者会で理解を得る必要があります。顧問一人で対処せず、組織として対応していくことが望ましいと考えます。

Q 1) 部費の徴収について教えてください？

A) 部費を徴収するのであれば、その使途について理解できる資料を保護者に提示し説明する必要があります。保護者会・OB会等の私費会計があれば、顧問一人で管理するのではなく、複数で管理していくことが大切です。また、領収書や帳簿の整理をしておき、必ず保護者代表に会計監査をしていただきますよう。

Q 2) 保護者会をつくりたいのですが？

A) 学校と保護者会とのトラブルがないよう規約をつくることも必要でしょう。部活動に対する保護者の考え方はまちまちです。意思の疎通を図り、お互いで協力して生徒を育てる意識が大切です。

Q 3) 用具等の購入で気を付けることはありますか？

A) 県費で購入する場合と、私費（部費・生徒会費等）で購入する場合があると思います。県費で購入する場合は、事務局とよく相談・確認し必要な手続きを踏むことが求められます。私費で購入する場合は、その必要性を理解してもらい購入しましょう。

Q 4) 部室へ生徒がストーブを持ってきましたが？

A) 部室の管理も顧問の大切な役割の一つです。過去に火の不始末等で火災が発生した例もあります。部室内へ火気を持ち込むことは望ましくありません。また、整理整頓にも心がけさせ、時折部室を見に行ってください。

《G-2》 先輩が後輩に暴力を！

Q) 部活動で、1年生が練習に集中していなかったの、練習終了後3年生が指導した。しかし、素直に従おうとしなかったの、つい平手でたたいてしまった。1年生が顧問に報告してきたので、3年生を呼んで注意した。こんな場合、このような対応でいいのでしょうか？

A) まず、いかなる場合でも暴力はいけません。先輩が指導という名のもとに手を出してしまうことがあるようです。日頃より、そのようなことのないよう指導していくことが大切です。

今回のような場合、顧問として部員を指導することはもちろんですが、状況を把握したうえで、生活指導係に連絡し、学校として指導しておくことが必要です。一人で判断することなく組織として生徒一人一人を指導していきましょう。

《G-3》 大会の会場校となりましたが、注意することは？

Q) 初めて本校が大会の会場になりました。どんなことに注意したらいいのでしょうか？

A) 大会になると選手や関係者以外に、一般の方々もみえます。子どもやお年寄りも来ることを想定し、危険がないよう安全に配慮した準備をしておきましょう。

- ・危険箇所がないか確認し、危険箇所への立ち入りを禁止する張り紙をしておく。
- ・固定すべき物は固定し、危険なものがないようにしておく。
- ・敷地内は禁煙であることの張り紙をする。等

万一の場合は、緊急マニュアル・緊急連絡網に従って対処しましょう。

参考資料編

	ページ
資料 1 公務使用車損害賠償	20
資料 2 セクハラ・体罰等処分	21.22
資料 3 事故発生届	23
資料 4 ○○県高体連事故対応より	24
資料 5 自家用車等同乗に関する保護者承諾書	25
資料 6 生徒連絡名簿	26
資料 7 生徒引率自家用車使用について	27.28
資料 8 トレーニング日誌	29～31
資料 9 部活動年間計画	32
資料10 H16. 6. 11 教育長緊急メッセージ（部活動での体罰）＜高校＞	33
資料11 H18. 1. 25 教育長緊急メッセージ（体罰・セクハラの根絶を図る）＜義務＞	34
資料12 文部科学省からの通達（健康管理・事故防止）	35
資料13 セクシュアル・ハラスメント防止要綱・規準（例）	36
資料14 健康管理カード（例）	37
資料15 大会中の事故対応（高体連）	38.39
資料16 大会中の事故対応（高野連）	40
資料17 A E Dを使った一次救命処置	41
資料18 インフルエンザ等感染症の対応	42
資料19 雷への対応	43
資料20 熱中症の予防と応急手当	44

<資料1>

公務使用車損害賠償について

職員自家用車の公務使用取扱要綱

第5条 損害賠償責任等

公務使用車が交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次によるものとする。

(1) 第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例による。この場合において県は、当該自家用車に係る自動車損害賠償保障法による責任保険（責任共済を含む。）及び任意保険の保険金の請求権を代位取得するものとする。

(2) 公務使用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、県が負担する。

2 公務使用車が交通事故以外で第三者の責による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを立証した場合においては、前1の(2)の規定の例によるものとする。

3 前1及び2の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、県は当該職員に対して求償することがある。

職員自家用車の公務使用取扱要綱の運用について

4 損害賠償責任等

所属長は、職員が命令を得ずに自家用車を公務使用し、又は命令を得た公務使用車が、客観的に妥当と認められない順路、時間等で通行し、交通事故を起こした場合については、次のことも考えられるので、職員にはあらかじめ注意を与えておくこと。

(1) 第三者に損害を与えた場合、県は損害賠償の責に任じないこと。また、県が損害賠償を負った場合、その全額を求償すること。

(2) 当該職員が負傷した場合、原則として、地方公務員災害補償法による公務災害の認定は受けられないこと。

生徒を引率するための自家用車使用に関する要綱

第8 損害賠償等

職員が生徒を引率するために自家用車を使用中に交通事故を起こした場合、その損害賠償等については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 職員が第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例による。この場合において県は、当該自家用車に係る自動車損害賠償保障法の規定に基づく責任保険（責任共済を含む。）及び任意保険の保険金請求権を代位取得するものとする。

(2) 自家用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、県が負担する。

2 生徒を引率するために自家用車使用中に、当該自家用車が交通事故以外で第三者の責任による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを職員が立証した場合においては、その修繕に要する経費相当額は、県が負担する。

3 前2項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、県は当該職員に対して求償することがある。

<資料2>

セクハラ・体罰等処分(例)

懲戒処分	免職	セクハラ	5月以降、同校生徒と〇〇ようになり、電子メールのやりとりを行うようになったほか、〇〇などした。同6月午後11時30分過ぎまで二人でカラオケなどをし最終電車に間に合わなくなったため、保護者に連絡させ、〇〇に泊めた。翌日早朝に帰宅したものの保護者に咎められ家出をするつもりであることを電子メールで伝えてきたため、説得しようとしたが果たせず、再び〇〇に泊めた。その晩、当該生徒に対して〇〇を行った。
行政措置	訓告	体罰	放課後、A、Bチームに分けて練習していた。顧問のねらいは、Aチームに勝たせ大会に自信を持たせることだった。しかし、Aチームのやる気が見られず、Bに3本連続して〇〇〇〇3回ともミスした。大会前ということもあり、しっかり指導しようと、頬を数回たたいた。耳にあたり、痛みを訴えたので、顧問はすぐに病院につれていったところ、鼓膜の一部を損傷していた。
行政措置	文書訓告	対生徒 暴行	●概要:3月、練習後〇教諭は〇に「〇県でインターハイが開催されるのはいつか」と聞いたが、〇が「わかりません」と答えたので、〇教諭は「なんでそんなこともわからないのか」と言って頭を平手で2回叩いた。その後「正座して考えろ」と体育教官室入り口付近の玄関マットの上に正座させ2～3分離れた。〇は過換気症候群（過呼吸）を起こし教官室のソファで30分程休養した。 ●その後の経緯:〇から〇教諭の体罰についてのメールが県教委に届いた。高校教育課は、メールの発信人である〇あてに「教職員及び学校等に係る非難・要望の投書に対する対応フロー」に則り回答した。〇部保護者会が行われ〇の保護者に「今後叩かない」事を明記した念書を交わす。またこの調査の課程で、1月練習日誌の提出状況が悪い〇を指導中、平手で頬を1回、頭を2回軽く叩いたことがわかる。
行政措置	文書訓告	対生徒 暴行	●概要:5月全国総体〇県地区大会に参加した生徒のうち、制服で参加した生徒が5人おり、Yシャツをズボンの外に出しネクタイを着用していない者もいたので指導を始めた。5人を横一列に並べて指導していたが〇の注意を聞く態度が悪かったので、左手に持っていたプラスチック製のファイルケースで〇の右頬を1回叩いた。その時、ファイルケースのふたが開き書類が散乱したので一緒に拾うように指示し書類を拾い集めた。 ●その後の対応:試合の合間に〇を呼び謝罪した。〇宅を訪問し謝罪した。父親は酒気を帯びていたこともあり〇教諭に「教師を辞めろ」と何回も言った。保護者との関係は修復されている。また〇教諭は〇部の指導を行っていない。
懲戒処分	〇〇	体罰	第1事件:5月、バレー部顧問の〇教諭は、生徒〇（2年男子）に練習に加わるよう促したが「今日は休みます」と答えた。説得したが「〇〇」と言ったため、感情的になった〇教諭は、「誰に言うとなねや。それが先生に対する言葉か」と叱責したところ、「〇〇」と〇〇ため、右平手で、生徒の左頬を叩き、その際、指が左耳に入った。胸ぐらをつかんで左頬を右拳で殴った。翌日、生徒〇は病院に行き〇〇していたことが判明。〇教諭は母親に謝罪しか。学年主任と〇教諭は問題が解決したと思い管理職に報告しなかった。4月、〇〇新聞の記者から問い合わせがあり発覚。翌3日、報道された。 第2事件:8月、県立〇高校体育館で練習試合を行っていたところ、生徒〇（1年男子）のブロックが〇〇ことに気付き〇〇した。試合後、〇〇をさせたが、生徒〇は「〇〇」と〇〇したため、右平手で左頬を1回叩いた。報告をしなければならないこととまでは考えなかった。第3事件:8月、〇高校体育館で練習試合を行っていたところ、生徒〇（2年男子）は〇〇を繰り返していた。「〇〇」指示した。生徒〇は「〇〇」と答えて帰ろうとしたので、右平手で左頬を1回叩き〇〇としたので、さらに右平手で左頬を2回叩いた。その際、手が鼻に当たり〇〇、応急措置をした。

懲戒処分	停職6月	対生徒 暴行	8月○教諭（男性）は男子バレーボール合同合宿のため○に行った。第5試合後被害生徒らにスパイク等の練習をしたが失敗した時に○にボールを当てた。第6試合後の練習でも同じようにボールを当てた。第7試合から被害生徒が「○が痛い」と言ったので、コートの外で座って休んでいた。終了後お茶を飲むよう指示し外の石段で座っておくよう指示した。第8試合終了後様子を見に行くと○で倒れていたもので、救急車で○に搬送○と診断された。1年保護者から高砂市に対し損害賠償請求訴訟が提起された。4月被害生徒は○に入学。○年○地裁○支部で○教諭が「原告の主張されているのは、私が子どもにボールを当てた中のものすごく典型的な一場面」と証言。1年間支部が和解案を提示。体罰・暴行と認めざるを得ず、和解案を受諾する方向で検討。○年和解成立。市は○に求償を検討。○は処分と同時に退職。
行政措置	訓告	対生徒 暴行	12月、○の練習の際、1年男子生徒の態度が改まらなかったため、右足で首付近を1度蹴った。翌日教諭は生活指導主任に報告。
懲戒処分	戒告	対生徒 暴行	①2月、武道場で、竹刀でゴルフ遊びをしていた2年男子の竹刀を取り上げ面の上から強く3回叩き、胴の上を蹴った後、正座させ頭を押さえ右太股の内側で顔を押しした。その後 男子全員を面の上から竹刀で1回ずつ叩いた。 ②7月、メニューと違う練習をしていたので、3年男子をパイプ椅子のパイプ部分で面の上から叩いた。 ③12月、女子部員を竹刀や小手で叩き泣かせた2年男子8名を正座させ、胴の上からやや強めに1回ずつ蹴った。 教育委員会への苦情で分かった。
懲戒処分	戒告	対生徒 暴行	①5月、野球部の雨天練習を怠けていたため、渡り廊下付近に全員を正座させ、3年乙・丙・丁・戊の両頬を挟むように乙3回、丙2回、丁・戊に1回叩いた。戊がよそ見をしていたので大外刈りで倒した。正座は1年約15分、2、3年約50分。匿名で抗議の電話。 ②8月、匿名の投書で、2年男子部員を大外刈りで倒していることが分かった。
懲戒処分	免職	セクハラ行為	①8月～翌年2月、バスケ部の練習後、体育教官室及び自宅へ送る車中で○にふれたり等のわいせつ行為を繰り返した。 ②7月～翌年3月、前任校でも3年部員1名に同様の行為を繰り返し、意に沿わない場合は、顔面を十数回叩くなどした。
懲戒処分	訓告	不適切な指導	7月、バレー部の練習を注意する中で、2年男子の反論に腹を立てパイプ椅子を座ったまま投げた結果、隣の1年男子の右耳の後ろにあたり、右耳後部裂傷等の軽傷。9月示談書を交わし和解。
懲戒処分	減給1/10 3月	対生徒 暴行	6月、バスケ練習試合中、2年女子が不真面目で叱責したところ外に出ようとしたので、両頬を叩き、髪を掴んで顔を起こし計10数回叩いた。さらに左大腿部を2回蹴った。両親は告訴。罰金20万円。8月報道。前任校でも平手で2～3発叩く体罰を行っている。

<資料3>

各学校の発番〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇県教育委員会教育長 殿

〇〇県 〇〇高等学校
校長 〇 〇 〇 〇

事 故 発 生 届

下記事故が発生しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

事故発生の日時・場所	・平成〇年度春季高校総体〇〇競技大会 ・平成〇年〇月〇日（金）第1日目 第3試合（12時25分開始） ・〇〇高校 第1体育館Dコート
事故の種類	心肺機能停止状態
被害者の氏名・住所	氏 名：〇〇 〇〇 （ 〇〇高校 3年生 男子） 住 所：〇〇市〇〇 電話： （ ）
事故の状況	（県に提出した書類を抜粋） 〇〇選手は10時40分頃からウォーミングアップを開始し、本人は普段より調子が良いと話しをしており身体の異常は訴えていなかった。12時25分ゲーム開始。何度かのラリーが続いた後（5分ぐらい経過）、自ベンチ前で手をつくことなくその場に倒れ込んだ。その際、周りの選手と接触はしていない。（ビデオで確認）すぐに、ベンチからA・コーチが駆け寄り、声かけをしたが反応なく全身がわずかに痙攣し大きい呼吸をしながら白目をむいていた。
事故に対しての措置	すぐに救急車の手配をした。（12時33分に消防署が覚知）さらに役員、救護担当者（会場校の養護教諭）が声かけするも反応なし。呼吸停止状態のため養護教諭が人工呼吸開始したが、脈がふれず心肺停止状態と判断。マウストゥマウス（養護教諭と役員が交代で）と心臓マッサージ（役員）を救急車到着まで行った。その間約3～5分位実施していた。救急車到着後は、救急隊員に経過報告（養護教諭が説明）し、救急隊員が除細動器により電気ショック（1回）を与える。その後、救急車で病院（県立病院）に搬送。顧問と同校指導部部長が同乗。
事故後の措置	当日の残り全試合を延期し次の日に実施。他校の生徒はすぐに帰宅させ、同校の生徒に対して、同校の顧問、教頭、高体連関係者で対応。対応策として、（動揺している生徒が多数いたこともあるが）同校に連絡をし、同校職員に会場から男女生徒全員を車で自宅まで送り届ける。県スポーツ課に事故発生を電話連絡した後、保護者からビデオを借り状況確認しながら報告書の作成。（ビデオテープについては高体連が2ヶ月間借用した。）
現場での対応者	高体連〇〇競技専門部役員（約15名）・養護教諭1名・会場校校長・会場校教頭・高体連会長（激励視察中）・高体連理事長（激励視察中）

その後の経過：2日後に覚醒。1週間で意識もはっきりし、一般病棟で言葉などのリハビリを開始。検査入院が2ヶ月位あり、ペースメーカーを取り付けて夏休み後学校に復帰。現在元気に通学している。

<資料4>

〇〇県高体連の事故対応より

ー現場での対応ー

* 事故発生時に素早く

- ・ 大会救護班に連絡（看護師・養護教諭）
- ・ 救急車要請判断（速やかに）
- ・ 救急車を要請した場合は、救急隊員が到着するまでの処置
（骨折→そえぎ、出血→止血、心肺停止は蘇生術を施す等）

* 事故発生後または救急車(付添人が必ず同乗)での搬送(どこの病院に搬送されるかを確認)後は

- ・ その場での事故報告書の作成
 - ★ その場合、現場の確認として事故の目撃者からの証言、ビデオ撮影者の有無、カメラ撮影有無
- ・ 関係機関に報告
 - ★ 県教育委員会スポーツ課に電話で事故発生報告（後日、発生届を提出）
- ・ 所属学校に報告（学校長、教頭、部活動担当主任等）
- ・ 学校関係者に搬送された病院へ行ってもらおう
- ・ 学校から親に連絡してもらおう
- ・ 現場での生徒、保護者への説明（各校の顧問、教諭から）
 - ★ 生徒、保護者が混乱している場合は状況に応じてタクシー等で直接学校か自宅に送り届ける。（別紙発生届による場合は、学校に待機している先生が会場まで駆けつけ、生徒全員を自宅まで送り届けた。）
- ・ 大会もしくは催しの延期、中止の判断

* 入院後の状況について顧問より逐次報告を受ける。

* 今後の対応として除細動器の導入（〇〇県はすでに公共機関・高等学校には全て配布済み）を積極的に取り入れる。

* 除細動器の使用方法については各機関より使用方法についての講習会（数時間～3日間位の講習）を受講すること。

* 現場で使用する場合は冷静に、かつ、1分1秒でも早く対応できるようにする。

その場合、各会場での除細動器の設置場所を全員が知っておくことが大事。（使用できない状態が後ほど問題になる場合がある。）除細動器は講習を受けた人なら簡単に使用できるようにはなっているが、万が一蘇生できなくても一般の人が使用した場合は法的には責任は問われない。（県内医師に確認済）

<資料5>

自家用車等同乗に関する保護者承諾書（例）

平成 年 月 日

長野県 高等学校長 様

私は、下記の教育活動の実施にあたり、貴校職員等が運転する車に子どもが同乗することに異存ありません。

生徒氏名 年 組 _____

保 護 者 氏 名 _____ 印

緊急時の連絡先 TEL _____

携帯 _____

1	期 日	平成 年 月 日 () ~ 月 日 () ※宿泊の場合は (泊 日)			
2	運 転 者	職		氏 名	
3	車の種類	車 種	職員の自家用車 マイクロバス ※○印をつける		
		所有者			
4	乗車区間	往 路	~		
		復 路	~		
5	行 事 名				
6	開催場所				
7	顧問氏名				

(注) 保護者直筆のこと。

<資料6>

生徒連絡名簿

通し番号	
------	--

クラブ名				No.				
区 分		氏 名	携 帯	住 所	電 話	帰 省 先	電 話	備 考
顧 問								
生 徒	年・組	氏 名	携 帯	住 所	電 話	保護者緊急時連絡先		備 考
						携 帯	勤務先電話	

<資料7>

生徒を引率するための自家用車使用に関する要綱 (H8年3月25日教育長通知) ※「生徒…要綱の運用について」の記述を<>に付記 附H19年10月25日改正

原則

- 1 生徒引率は公共交通機関利用又は営業自動車の利用を原則とする。
- 2 生徒の引率はその手段の如何にかかわらず学校管理下の教育活動として行わなければならない。

第2 次の各号に掲げる場合に限り、生徒を引率するために自家用車を使用することができる。

- 1 学校管理下において行われる教育活動として位置づけられる生徒引率である場合。
<・教科に関する活動及び特別教育活動並びに部活動をいう。>
- 2 公共交通機関の利用が困難であると認められる場合
<・目的地までの公共交通機関の利用がきわめて不便であるため、公共交通機関によると、移動が煩雑で、かつ長時間に及ぶため引率職員及び生徒に過度の負担がかかる。あるいは前泊が必要であり、生徒の経済的負担が著しく増大するなどが想定される。>
- 3 営業自動車（貸切バス等）の利用が困難であると認められる。
<・営業自動車の利用が極めて困難な場所に学校が位置する場合。・引率の頻度、移動距離等から営業自動車の利用が著しく不経済である場合。>

第3 自家用車の登録

- 1 生徒を引率するために自家用車を使用する職員<県立学校に勤務する教育職員のうち、非常勤講師を除くもの>は、年度当初（4月末日まで）に、様式第1号により校長に届け出なければならない。また、届出事項に変更の生じたときは遅滞なく校長に届け出なければならない。
年度当初に届け出ることのできない正当な理由がある場合は、5月1日以降においても届け出ることができる。
- 2 校長は次の各号に掲げる場合に限りこれを受理できるものとする。
 - (1) 職員が、当該自家用車（ただし、大型及び中型自動車を除く）の運転に必要な免許を取得してから2年以上を経過し、かつ運転技術に習熟していると認められる場合。
 - (2) 職員が、過去1年間に於いて無事故無違反である場合
<無事故には、過失割合が2割以下の事故を含むものとする。また、無違反には交通違反の点数が2点以下で校長が軽微な違反であると判断したものを含むとする。なお、事故や違反がある場合は「生徒引率に使用する自家用車届」の備考欄にその概要を記入すること。>
 - (3) 当該自家用車について、対人賠償保険として無制限、対物賠償保険として1000万円以上の任意保険契約が締結されており、かつ職員が当該保険の被保険者である場合。
<当該自家用車には生徒が同乗するため、人身傷害補償保険か搭乗者傷害保険の任意保険契約を締結するよう努めるものとする。>
- 3 校長は、届出を受理したときは、様式第2号によりこれを登録し、保管しなければならない。

第4 承認基準等

- 1 職員は生徒を引率するために自家用車を使用しようとするときは、その都度、様式第3号により校長の承認を得なければならない。ただし、生徒引率が同一の目的及び行程により定期的に行われる場合においては、一定期間について一括して承認申請を行うことができるものとする。
<承認申請を一括して行う場合においては、その期間が1か月を超えてはならない。>
- 2 校長は、前項の規定による申請がなされたときは、第2の各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合に限り、承認できる。
 - (1) 使用しようとする自家用車が、第3の規定により登録された自家用車である場合
 - (2) 引率する生徒の保護者の了解が得られている場合
<同一の目的及び行程による生徒引率が定期的に行われる場合など、正当な事由があると認められる場合には、必ずしも引率の都度保護者の了解を得ることを要しないこと。>
 - (3) 不慮の事故に対する備えがなされている場合
<「不慮の事故に対する備え」として、引率する生徒の保護者の連絡先、健康保険証の種別及び番号並びに血液型等の一覧を携行することが必要であること。>
 - (4) 大型又は中型自動車を使用する場合において、原則として同乗する職員がいる場合
<大型又は中型自動車を使用する場合においては、同乗する職員は必ずしも運転に必要な免許を取得していることを要しないこと。この場合、大型又は中型自動車免許を取得して1年以上経過し、片道の運転距離が概ね80km以下かつ高速道路を使用しない場合は、職員が普通自動車で同行することで同乗とみなすこと。>

3 校長は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、自家用車の使用を承認できないものとする。

- (1) 職員の心身の状態が、運転に不相当であると認められる場合
- (2) 職員1人についての運転時間が、次のいずれかを超える場合
 - ア 1日について5時間（高速道路を運転する時間を含む）
 - イ 連続して運転する場合について3時間（高速道路を運転する時間を含む）
- (3) 運転が深夜に及ぶことがあらかじめ予想される場合
- (4) 気象条件又は道路条件が悪い場合
- (5) その他校長が自家用車の使用が適当でないと認める場合

第5 校長の責務

校長は生徒を引率するために自家用車を使用しようとする職員に対し、交通事故を未然に防止するための適切な指導監督を行うとともに、当該職員に過度の負担がかからないよう充分留意しなければならない。

第6 職員の責務

生徒を引率するために自家用車を使用しようとする職員は、常に自家用車の整備点検に万全を期すとともに、使用に際しては、交通法規を遵守し、安全運転に努めなければならない。

第7 事故報告等

職員は、生徒を引率するために自家用車を使用中に交通事故を起こした場合は、事故の状況等について、電話等により速やかに校長に報告しなければならない。

第8 損害賠償等

職員が生徒を引率するために自家用車を使用中に交通事故を起した場合、その損害賠償等については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 職員が第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取り扱いの例による。この場合において県は、当該自家用車に係る自動車損害賠償保障法の規定に基づく責任保険及び任意保険の保険金請求権を代位取得するものとする。
- (2) 自家用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、県が負担する。
- 2 生徒を引率するために自家用車を使用中に、当該自家用車が交通事故以外で第三者の責による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを職員が立証した場合においては、その修繕に要する経費相当額は、県が負担する。
- 3 前2項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、県は当該職員に対して求償することがある。

第9 旅費の支給

旅費は、一般職の職員の旅費に関する条例に基づき支給するものとし、自家用車の使用にかかる経費については、県は一切負担しないものとする。

補足のQ & A

高校教育課

Q1 学校関係者が管理している自動車の「管理している」とは具体的にはどのような状態でしょうか。

A1 学校の敷地内などに保管し、所有者の承諾を得ている場合などです。なお、所有者の承諾は、文書によることが望ましいでしょう。

Q2 保護者会や同窓会の役員が所有者となっているマイクロバスを公務使用自家用車として複数の職員が登録できますか。

A2 学校関係者が管理している車であれば、可能です。ただし、職員が所有する車を他の職員が生徒引率するために登録することはできません。

Q3 複数の学校が1台のマイクロバスで生徒を引率する場合、どのようなことに留意すべきでしょうか。（保護者や生徒の了解など）

A3 車の所有者の了解を得た上で、保護者や生徒に他校の同窓会等の車に同乗することを明示して了解を得る必要があるでしょう。

<資料8>

トレーニング日誌の様式例

トレーニング 日誌

氏 名 : _____

生 年 月 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 歳

住 所 : 〒 _____

TEL _____

所 属 チ ー ム : _____

練習ノートの記入について

- ・この練習ノートは、心身のコンディションの確認、練習メニューや気持ちの整理をあなた自身で行うための手がかりになるよう作られました。できるだけありのままに記入しましょう。
- ・日付、天気、睡眠時間、今日の目標、身体的・心理的コンディションについては、起床から午前の練習等のスケジュールの前までに記入する。
- ・練習・試合を振り返って、今日の反省は、消灯までに記入する。

◎あなたの目標は何ですか？

スポーツで勝利を得るためには道しるべが必要です。それが目標です。

以下にあなた自身の最終的目標・中間的目標・現在の目標のそれぞれをできるだけ具体的に記入しましょう。そして、毎日機会がある毎にその目標を見て確認しましょう。

*

最終目標

 （今の時点で目標とする大会）

*

中間的目標

 （最終目標を達成するために何が必要か？）

*

現在の目標

 （ここ当面のあなたの課題は何？）

今日の目標

練習内容 (午前)

時 分 ~ 時 分

練習内容 (午後)

時 分 ~ 時 分

朝 く 身 体 的 コ ン デ ィ シ ョ ン >															
体調	非 常 に 悪	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に良い
悪い場合はどのように? :															
食欲	全 く ない :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常にある
故障	有 ・ 無														
	故障が気になる :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 全く気にならない
朝 く 心 理 的 コ ン デ ィ シ ョ ン >															
不安	全 く ない :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に多い
悲しみ	全 く ない :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に多い
怒り	全 く ない :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に多い
活気	全 く ない :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に多い
疲れ	全 く ない :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に多い
頭の混乱	全 く ない :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に多い
夜 く 練 習 ・ 試 合 を 振 り 返 っ て >															
満足感	非 常 に 低	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 非常に高い
疲労感	疲 れ た :	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	-	7	: 全く疲れなかった
今日一番印象に残るプレイは? それはナイスプレイ?、それともダメだったプレイ?															
.															
.															
コーチの説明や指導・助言に関して不明な点は? うれしかった点は?															
.															
.															
.															
メンタルトレーニングの実施状況は? 実施した ・ 実施しない															
実施した場合はその内容は?: 実施したもの全てに○をし、具体的手法を記入。															
1. リラクゼーショントレーニング (手法:)															
2. イメージトレーニング (手法:)															
3. 集中力トレーニング (手法:)															
4. その他 (手法:)															
実施した結果は?: _____															
実施した感想は? (何でも良いから思ったことを書く): _____															
明日に向けて (今日の反省)															

<資料9>

平成△△年度 ○○高等学校 ◇◇部年間活動計画

顧問：長野 太郎 電話：
 長野 次郎 電話：

○○高等学校 運動部活動活動方針		学校としての部活動の運営方針等記載			
概略	活動方針 部としての活動方針・ねらい等を記載				
	今年度の活動目標 今年度の具体的なねらい・達成目標等を記載				
	キャプテン：		1年生： 名 責任者：	今年のチームの特徴	
	副キャプテン：		2年生： 名 責任者：		
	マネージャー：		3年生： 名 責任者：		
月	活 動 内 容		ね ら い	遠 征 ・ 合 宿 計 画 等	学 校 行 事 等
4	月	月の活動内容及びねらいを記載		期日・会場・相手校等	
	第1週	} 週毎の活動内容及びねらいを記載			
	第2週				
	第3週				
	第4週				
3	月				
	第1週				
	第2週				
	第3週				
	第4週				

<資料10>

平成16年(2004年)6月11日
教育委員会事務局教育振興課教育改革推進係
担当:宮下 清一 花岡 徹
026-235-7423 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線4321
026-235-7487 (FAX)
[Email kyoiku@pref.nagano.jp](mailto:kyoiku@pref.nagano.jp)

教育関係者の皆さまへ

長野県教育委員会 教育長 瀬良和征

緊急メッセージ

今回、高等学校の部活動において、教職員が適切な生徒の健康管理を怠ったために、生命に重大な危機的状況をもたらした事件を引き起こしてしまいました。また、この部活動指導の過程において厳しい指導の名の下に体罰が容認されていた事実も判明しております。

これらの行為は、何にもまして生命が大切であり、個人の尊厳が守られなければならないという教育の根幹を逸脱しており、教育に携わる公務員としての自覚を欠くものと言わざるを得ません。加えて、この事件の重大さは学校教育に寄せる県民の皆様の信頼を著しく失墜させました。

我々教育関係者は、この事件を未然に防止できなかったことを猛省し、不幸にして起こったこの事件を例外と安易に考えることなく、いかなる教育活動の場においても起こり得るということを改めて認識し、学校現場と教育委員会等が一体となって改善に向けた具体的な取り組みをして行かなければなりません。

幸いにして一命をとりとめた生徒さんのお一日も早いご快復を心からお祈り申し上げるとともに、このような事件が二度と起こらないよう、教育に関わる全ての皆さんとともに児童生徒の生命・健康の大切さを改めて認識し、体罰と心身への暴力の根絶に取り組むことによって、なによりも子どもの権利を第一とした新しい長野県教育のはじまりにしようではありませんか。

体罰、セクシュアル・ハラスメントの根絶を図る緊急メッセージ

平成18年（2006年）1月25日

教育関係者の皆様へ

長野県教育委員会教育長 丸山 晃

人としての尊厳が最も尊重されなければならない学校という場で、あってはならない体罰やセクシュアル・ハラスメントが依然として後を絶ちません。

教育は、児童・生徒と教職員、教職員と保護者、学校と地域との信頼関係を基盤にして営まれる活動です。しかし、教職員によるこうした不祥事は、この教育の営みとは相反するものであり、学校教育に寄せる県民の皆様の信頼を著しく失墜させるものであります。

思い起こしてください。私たちは、平成16年6月、高等学校の部活動をめぐる事故を契機に、体罰と心身への暴力の根絶に、学校現場と教育委員会が一丸となって取り組むことを誓ったはずであります。それにもかかわらず未だ根絶されないことを、私たち教育関係者一人ひとりが、深く自問自答しなければなりません。

体罰の態様をみると、部活動をめぐるもの、生徒指導をめぐるもの、教師主導の一方的な授業のなかで行われるもの、言葉の暴力など状況は違いますが、共通して言えるのは、そこには「閉ざされた学級」「閉ざされた学校」があるということです。開かれた学級、開かれた学校に、体罰を生む土壌はありません。また、子どもを独立した人格の主体として尊重していない状況もうかがえます。セクシュアル・ハラスメントについても、まったく同様のことが言えます。

体罰が何故いけないのか。私たちは、改めてこの原点を問い直す必要があります。子どもの方にも正すべき非があった、厳しい対応を保護者が望んでいる、このような理由を聞くこともあります。しかし、大人による「力」の行使が時と場合によっては許されるとなれば、子どもも暴力を正当化します。場所を越え、世代を超えて、暴力の連鎖が始まります。

もう一つ重大なことがあります。それは、不祥事を行ったということにも増して、適時適切にとるべき対応を怠ったということが、重大な結果をもたらしているという事実です。この意味で、管理職の責任、県及び市町村教育委員会の責任は極めて重いと言えます。適時適切にとるべき対応の前提となるのが、情報の共有です。開かれた形で情報の共有がなされなければ、「責任ある対応」がなされたとは言えません。

行為をなした者の責任は、厳しく問われなければなりません。しかし、そのような環境を許した周囲の責任、指導的立場にある者の責任、学校を支援すべき教育行政に携わる者の責任も同時に問われることを忘れてはなりません。

私たち教育関係者一人ひとりが、県民の皆様の教育に寄せる期待と信頼に応えるよう、いま一度、体罰やセクシュアル・ハラスメント根絶に向けた誓いを新たにし、誠実に取り組んでまいりましょう。

<資料12>

健康管理・事故防止等について

文部科学省からの通達

(昭和41年2月8日 文体体第83号 文部省体育局長通達抜粋)

- 1 学校行事等クラブ活動における体育活動の計画は、学習指導要領の趣旨に即して作成すべきものであるが、その際、生徒の健康状態や体力等の差異を考慮した内容とし、画一的な計画をさける。
- 2 体育活動の実施にあたっては、あらかじめ生徒の健康診断、健康相談、健康観察等を徹底し、その結果に基づいて必要な場合には、参加についての規制をする等の措置を講ずること。
- 3 体育活動の実施にあたっては、その指導が徹底するように配慮するとともに、常に事故防止に留意し、必要に応じて直ちに救急等の措置がとれるように準備しておくこと。

(昭和45年6月26日 文体体第169号 文部省体育局長通達抜粋)

- 4 児童生徒の保健管理の徹底をはかり、体育活動の指導を行なう場合には、あらかじめ体育活動に支障のある既往症の有無について熟知し、それに基づいて適切な指導を行なうこと。特に新入学児童生徒については、就学時健康診断票、あるいは進学の際、小学校または中学校から送付された健康診断票により児童生徒の健康状態を明確に把握しておく。
- 5 対外運動競技に生徒を参加させる場合には、あらかじめ健康診断を受けさせる等、選手の健康管理にじゅうぶん留意をし、その結果に基づいて必要がある場合には、競技に参加させない等の措置をとること。(以下略)
- 6 体育活動に使用する機械器具等については、あらかじめ安全点検をじゅうぶんに行なうこと。
- 7 運動クラブの指導にあたっては、その活動の実態を掌握するための指導組織の再点検を行い指導の徹底をはかり、いきすぎた練習や暴力行為が行われないよう、格段の配慮をすること。
- 8 日常、運動を行なう場合においても、児童生徒が自己の健康状態や体力の現状を知り、それに応じて運動を実施することができるよう指導の徹底をはかること。

セクシュアル・ハラスメントの防止要綱・規準（例）

長野県

「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止要綱」（抜粋）

第2条2

この要綱において「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる言動（性的な言動には性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動を含む。）をいい、……

第3条

職員は、セクシュアル・ハラスメントをしないよう、自らの発言や行動に十分注意しなければならない。

- 2 職員は、セクシュアル・ハラスメントがない良好な執務環境の維持、確立に努めなければならない。

香川県

「セクシュアル・ハラスメント等に係わる懲戒処分の基準」（抜粋）

- セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給、又は戒告とする。
- セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は戒告とする。
- わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。
- 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。
- 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給、又は戒告とする。
- 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。

健康管理カード

秘

保険証	(種類)	(記号)	(番号)					
	発行機関 (保険者番号)		(名称)					
緊急連絡先	* 必ず記入							
	フリガナ 保護者氏名 (勤務先・携帯)							
	フリガナ 保護者氏名 (勤務先・携帯)							
その他連絡先								
かかりつけの医療機関 医師								
今までにか かった主な 病気とか かったとき の年齢	病 名	年 齢	病 名	年 齢	病 名	年 齢	病 名	年 齢
	心臓病		糖尿病		肝臓病		結核	
	心臓手術		ぜんそく		川崎病			
	腎臓病		けいれん性の病気		甲状腺の病気			
体質 (ありか なしに ○を つける)	①食物アレルギー		あり (食品名)				なし	
	②薬の副作用		あり (薬品名)				なし	
	③注射の副作用		あり (				なし	
	④皮膚の異常		あり (アトピー・じんましん・その他				なし	
	⑤花粉症		あり (				なし	
	⑥その他		あり (				なし	
平常よく用 いている薬								
健康上特に 配慮してほ しい事柄								

項 目		測 定 値							
		1年	測定年月日	2年	測定年月日	3年	測定年月日	4年	測定年月日
			年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日
身長									
体重									
座高									
視力 (矯正 視力)	右		()		()		()		()
	左		()		()		()		()
聴力	右								
	左								

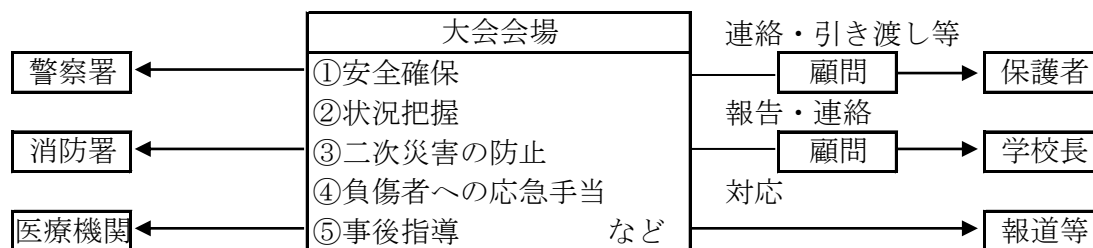
注意：個人情報の取り扱いについては、特に注意すること。

<資料15> 大会中の事故対応について「改訂版(H17年度末)」

長野県高等学校体育連盟

○ 事前指導（開会式・監督会議）の徹底及び事前準備

- 1 準備運動を入念に行い、体調を万全にして試合に臨むこと。
- 2 食中毒の発生を防ぐために、弁当の管理（昼食時間を設定する等）を徹底する。特に、食事前に手を洗うことを励行させる。
- 3 救急体制の準備（医師・看護婦・養護教諭等への依頼、会場周辺の病院への依頼等）をする。



○ 事故への対応

- 1 発見者・専門委員は救護担当に連絡（看護師・養護教諭・医師等）
- 2 救護担当は救急車要請判断（速やかに）
- 3 救急車を要請した場合は、救急隊員が到着するまでの処置
（骨折→添え木、出血→止血、心肺停止は蘇生術を施す等）
- 4 救急車で搬送の場合（引率教職員が必ず同乗する）（どの病院か搬送先の確認）

○ 事故発生後・救急車で搬送後

- 1 専門委員長または会場主任は記録者を決め、簡潔かつ詳細にその場での事故報告書の作成を指示する。（現場の確認として目撃者からの証言、ビデオ撮影者の有無、カメラ撮影者の有無等）

○ 保護者・所属学校への連絡

- 1 専門部長・会場責任者〔校長〕または専門委員長（会場主任）は次の事を依頼する。
ア 学校関係者に搬送された病院に行ってもらおう。
イ 学校から負傷した生徒の保護者に搬送先の病院名等を伝えてもらう。
- 2 専門部長、専門委員長等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

○ 関係機関に報告（報告ルートは別掲）

- 1 専門委員長は、（地区・県）高体連事務局（理事長）に一報を入れ、その後適宜状況を報告し今後の対応について指示・助言を受ける。
- 2 理事長は、会長及びスポーツ課に報告し、今後の対応について指示を受ける。

○ 大会もしくは催し物の延期、中止の判断

- 1 その後の大会運営については専門部長・会場責任者〔校長〕と専門委員とで協議する。
- 2 専門部長・会場責任者〔校長〕（専門委員長）は災害事故緊急体制に基づき関係教職員に対応を指示する。
ア 生徒や保護者達の不安を除くよう配慮する。
イ 状況説明をする。
ウ 生徒や保護者が混乱している場合は状況に応じてタクシー等で直接学校か自宅に送り届ける。
- 3 関係機関との対応は専門部長・会場責任者〔校長〕（専門委員長）が当たり、窓口を一本化する。

○ その他

- 1 競技再開に当たっては、引率教職員、生徒及び保護者に説明し、十分な安全を確認したうえで、専門部長・会場責任者（校長）の判断のもとに再開する。
- 2 当該校の顧問は、入院後の状況について専門委員長をとおり（地区・県）高体連事務局へ逐次報告をする。
- 3 専門部及び高体連事務局は事故の原因の究明と再発防止にむけての方策を検討する。
- 4 1ヶ月程度の入院加療の場合は、県高体連より見舞金が給付されるので見舞金請求書及び傷病等証明書を提出すること。

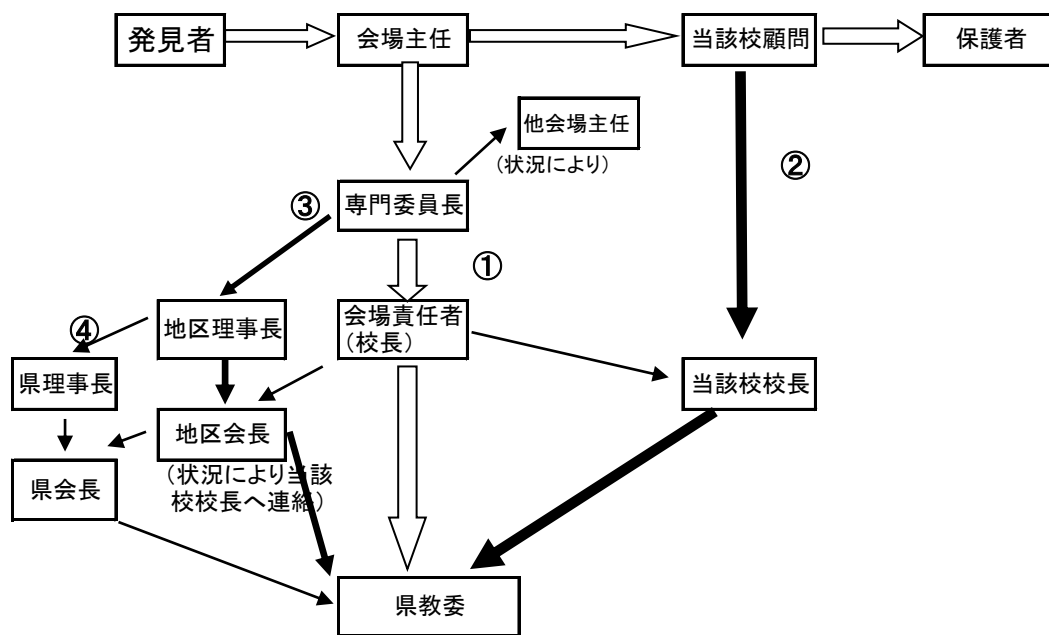
大会中の事故対応について(報告・連絡・指示ルート)

長野県高等学校体育連盟

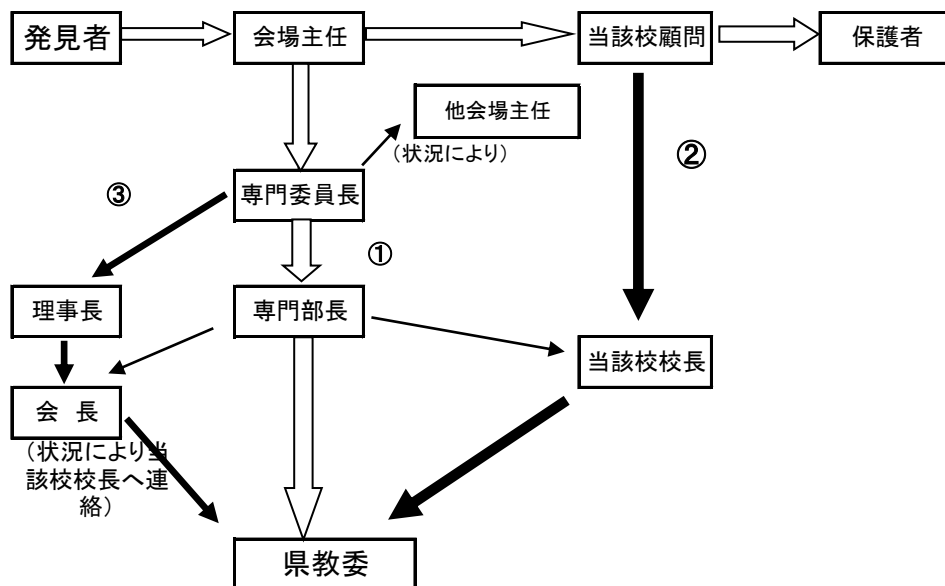
- 【報告内容】
- ア) 学校名
 - イ) 氏名 学年 性別
 - ウ) 事故状況
 - エ) 措置 処置内容
 - オ) その他
 - ・ 連絡先の確認
 - ・ その後の大会運営

- 【優先順位】
- (ルートが途切れたとき)
- ① 
 - ② 
 - ③ 
 - ④ 

「地区大会」



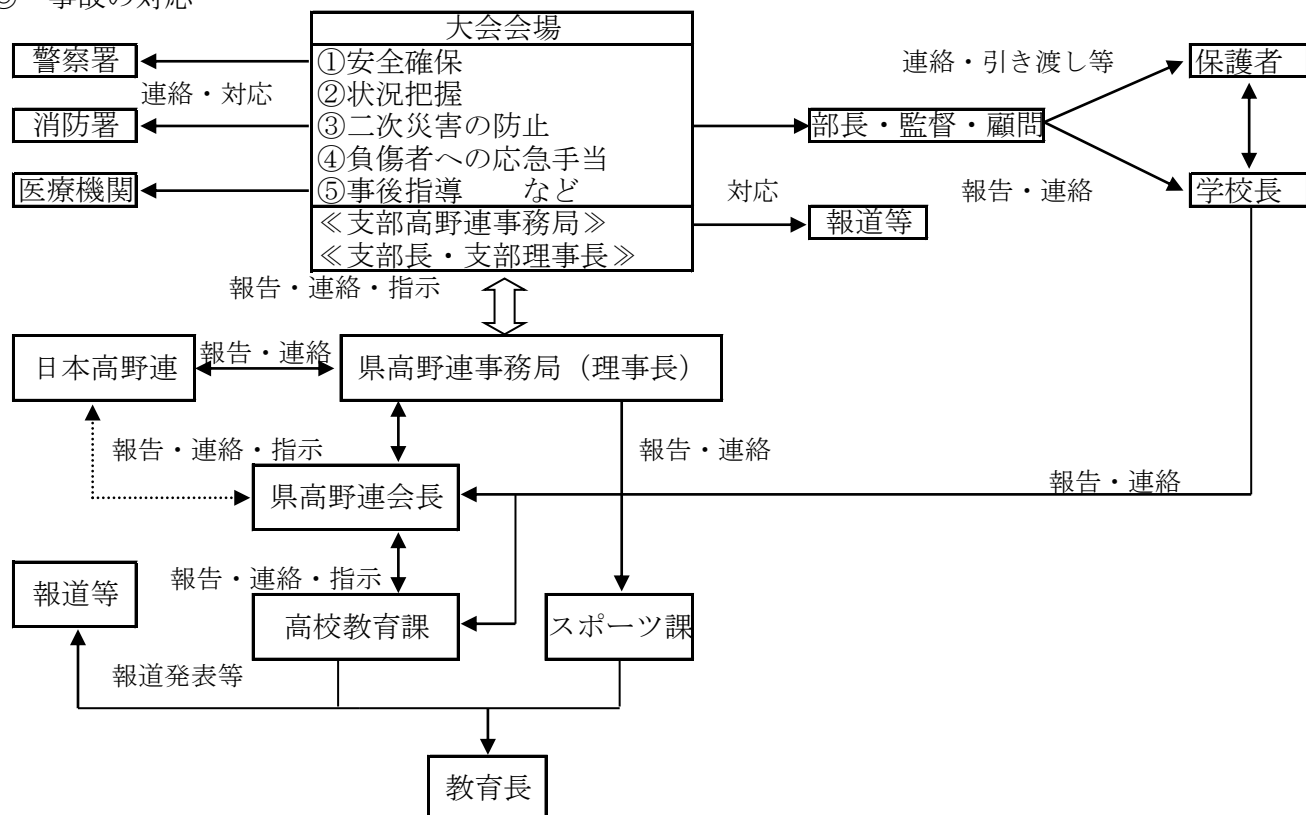
「県大会・定通大会」



◎ 事前指導の徹底および事前準備

- 1 健康観察を行い、選手・生徒の体調を把握すること。
- 2 準備運動を入念に行い、体調を万全にして試合に臨むこと。
- 3 熱中症の予防に注意を払う。適度な水分補給と休息を取るよう心がける。
- 4 食中毒の発生を防ぐよう注意する。弁当の管理などを徹底する。
- 5 緊急体制の準備（看護師・理学療法士への依頼、警察・消防署への依頼等）を行う。

◎ 事故の対応



1 応急手当及び安全確保

- ①大会役員または救護担当者は負傷の程度を確認し、可能な応急手当を施す。
- ②他の大会役員が救急車の出動を要請し、到着するまでに、関係者から事故の状況について掌握しておく。救急車には、引率者または大会役員、保護者が同乗する。
- ③現場に残った大会役員等は、選手・生徒達の不安を除き、大会を中断（中止）するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。
- ④速やかに関係者・関係機関への連絡体制を確立し、報告・連絡・指示を行う。

2 危機管理体制の確立

- ①災害事故緊急体制に基づき、支部長（県会長）・支部理事長（県理事長）は関係大会役員に対応を指示する。
- ②記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等、事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ③情報の混乱を避けるため、関係機関との対応は支部理事長（県理事長）があたり、窓口を一本化する。

3 保護者への対応

- ①負傷した生徒の保護者に連絡をとり、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。
- ②部長・監督・顧問（場合によっては大会役員）等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

4 関係機関への報告

- ①支部理事長は、直ちに県高野連事務局（理事長）に一報を入れ、その後、適宜、状況を報告し、その後の対応につ教育委員会に報いて指示・助言を受ける。
- ②理事長は、会長に報告し、その後の対応について指示を受ける。必要に応じてスポーツ課に報告し、その後の対応について指示を受ける。
- ③理事長は、場合によって日本高野連に報告し、その後の対応について指示を受ける。

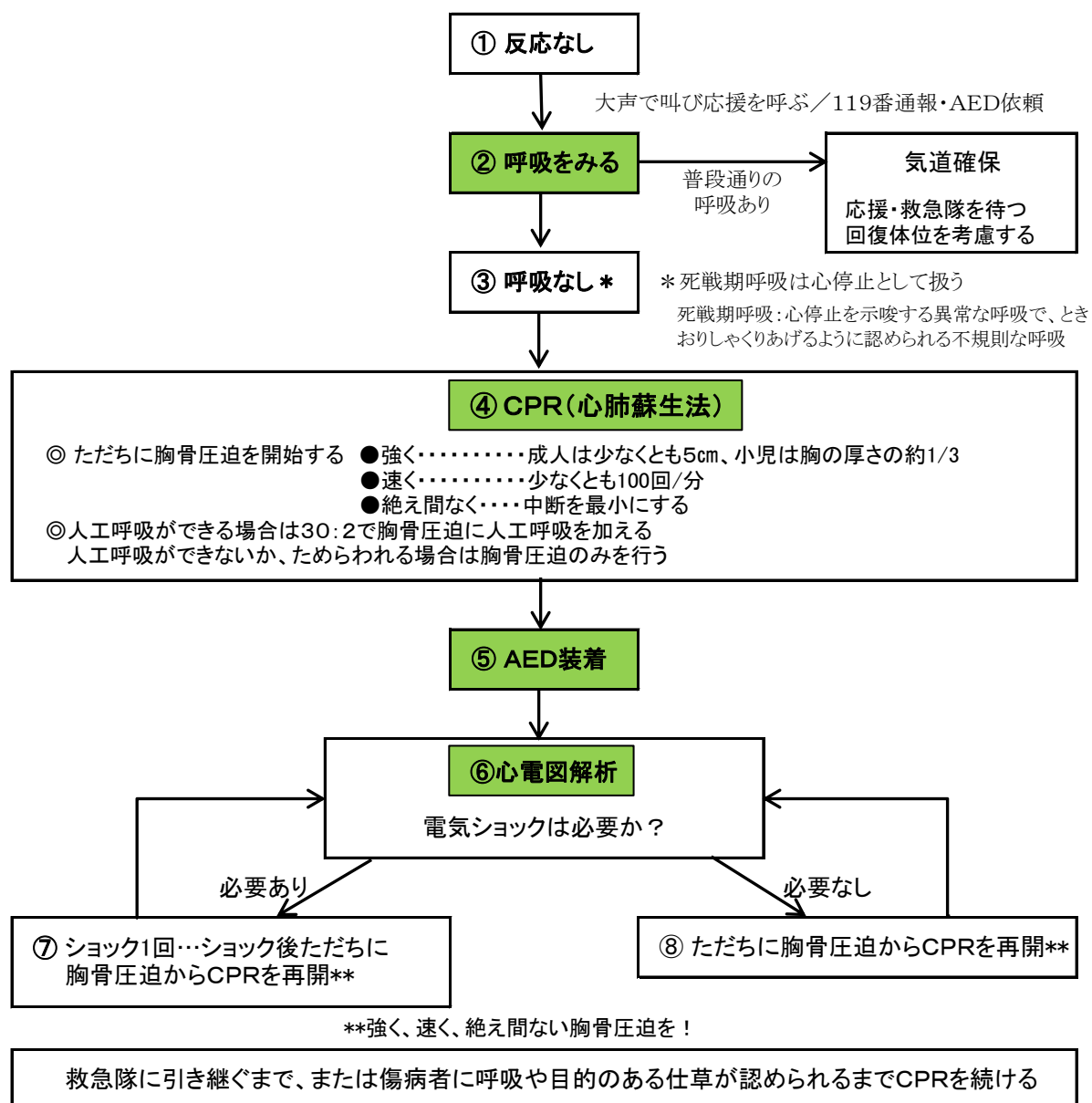
5 その他

- ①競技再開に当たっては、部長・監督・顧問、選手・生徒および保護者に説明し、十分な安全を確認したうえで、支部長（県会長）・支部理事長（県理事長）の判断のもとに再開する。
- ②事故の原因の究明と再発防止に向けての方策を検討する。
- ③日頃から心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）をはじめとする緊急時での対応方法を熟知しておく。そのための講習会などを積極的に受講するよう心がける。

AEDを使う前に、常日頃から以下のことに注意してください。

- 1 身近にあるAEDはどこにあるのか、確認できていますか？
- 2 年に1回は救急救命講習会に参加しましょう。
- 3 練習試合等校外へ出る場合には、AEDがどこにあるのか確認してください。

一 次 救 命 処 置 の 手 順



JRC(日本版)ガイドライン2010より

詳しくは、「応急手当講習テキスト改訂4版」をご覧ください。

「学校危機管理マニュアル作成の手引き(長野県教育員会)」も参考にしてください。

インフルエンザ感染拡大防止のために、大会参加については以下のことに留意をする。

- 1 罹患者及びインフルエンザへの感染が疑われる者の出場は控える。
- 2 学校閉鎖等の対応中の場合
 - (1) 学校閉鎖中については、閉鎖期間中での出場は控える。
 - (2) 学級閉鎖中や学年閉鎖中の場合についても、当該生徒の出場は控えてほしいが、学校医等と相談して対応を判断する。
- 3 家族に罹患者がいる場合
出場禁止の措置はとらないが、自己の健康観察を十分行なうようにする。
- 4 同一部内に複数の罹患者がいる場合
 - (1) 部内における集団感染が疑われる場合は、出場は控える。
 - (2) 感染源が部外と考えられる場合、罹患者以外の出場については、学校医等と相談し対応を判断する。
- 5 補足
 - (1) 上記に限らず、いずれの場合においても、参加生徒の体調把握には十分留意し、適切に対応する。

[平成23年(2011年)5月9日 長野県高等学校体育連盟事務連絡通知より]

参 考

出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

第1種 治癒するまで …鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症

第2種 次の期間とする。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときは、この限りではない。

・インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

・麻しん

解熱した後3日を経過するまで

・風しん

発しんが消失するまで

など

平成8年に大阪府高槻市体育協会主催のサッカー大会に参加した高校サッカー一部の部員が頭部に落雷を受け、視力障害、両下肢昨日の全廃等の障害が残った。このことで、裁判になり、平成20年に主催者や引率監督の責任を指摘した判決が出されております。

1 情報収集から危険の予測

(1) 気象情報提供機関から

- ・気象庁 <http://www.jma.go.jp/radnowc/>
- ・長野地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/nagano/> 026-232-2037(自動応答電話)
- ・日本気象協会 <http://www.tenki.jp/warn/>
- ・中部電力 <http://www.chuden.co.jp/kisyo/> など

(2) 自然現象等から

① 予兆現象

- ・モクモクと発達した積乱雲や厚い黒い雲が広がる場合
- ・突風が吹くとともに気温が下がり、やがて激しい雨が伴う(この現象より先に落雷がある場合もある)

② 落雷(雷鳴・雷光)

- ・雷鳴は10kmしか届かないが、雷は約20km先にも落雷する可能性がある。雷鳴が聞こえたら、次は現在地に落ちる可能性がある。(ラジオAM放送のガリガリ音が頻繁になると危ない)

2 早めの活動中止

安全確保を最優先し、早めの決断で、活動を中止して安全を確保する。

再開については、最後の雷鳴から20分以上が経過してからとされているが、長野地方気象台等の情報を得るなど慎重に状況を判断する。(長野地方気象台への問い合わせ・・・026-232-2034)

3 安全な場所とは

(1) 建物(コンクリート建造物や木造建築物)・自動車・バスなど

(2) 屋外の高さ4～30mの物体(樹木や電柱等)の保護範囲

物体から4m～30mの間でしゃがんでいる。(物体の傍らにいと側撃を受けるので危険)

※高さ4m未満の物体には保護範囲がない。

(3) 屋外の高さ30m以上の非常に高い物体(送電線の鉄塔や大型クレーンなど)の保護範囲

保護範囲は30m以上に拡大はしないので、4m～30mのところで姿勢を低くしている。

4 危険な空間

(1) 近くに建物や樹木がない広大なグラウンド

できるだけ姿勢を低くし、安全な時期を見計らって避難する。

(2) テントの中

テントのポールは落雷を受けやすいので、地面にひれ伏しているより危険。

トタン屋根の仮小屋も被害を受ける可能性がある。

「学校危機管理マニュアル作成の手引き(長野県教育委員会)」も参考にしてください。

参考:『雷から身を守るにはー安全対策Q&Aー改定版』(日本大気電気学会編、平成13年発行)
『サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針』((財)日本サッカー協会
『試合開催時雷対応マニュアル』第2版 (平成21年7月(財)日本ラグビーフットボール協会)

熱中症はそれほど高くない気温(25～30℃)でも湿度が高い場合に発生しています。新入生が本格的に練習を始める4月下旬～5月上旬の時期も、2・3年生も含め注意が必要です。屋外だけでなく室内や休み明けの急な激しい運動時、また、運動後帰宅中に急変することもあります。熱中症について正しく理解し、適切な処置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

1 予防の原則

(1) 環境条件に応じて運動をする

暑い季節の運動は、できるだけ涼しい時間帯を選ぶか、こまめに休憩をとる(目安は30分程度に1回)。高温注意情報や暑さ指数(WBGTの実測値等)の情報などを得ておく。

※WBGT…酷暑の環境下での行動に伴うリスクの度合を判断するのに用いられる指標。環境省ではこれを暑さ指数と称している。(財)日本体育協会の「熱中症予防のための運動指針」参照。

※暑さ指数の情報…環境省熱中症予防情報サイト(<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>)

(2) こまめに水分を補給する

脱水状態を防止するために、こまめに補給する。市販のスポーツドリンク(多くは、塩分濃度0.1～0.2%)を利用するのもよい。(汗には塩分も含まれるので、水だけでなく塩分補給も大事)

(3) 暑さに慣らす

熱中症の事故は、梅雨明けなどの急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する傾向にある。暑さに慣れるまでは(1週間程度)、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。□試験明けの練習の時も注意。

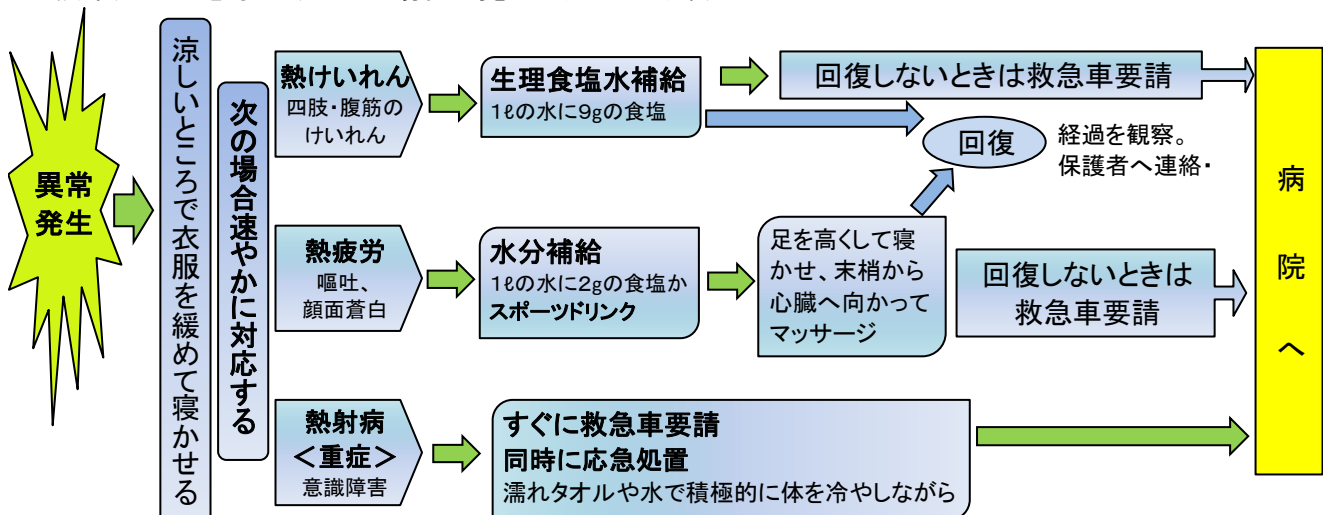
(4) できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

剣道など防具を付ける競技は休憩中は防具をとり、しっかり熱を逃がす。

(5) 肥満など暑さに弱い人には特に注意する

学校の管理下における熱中症死亡事故の7割以上は肥満傾向の人に起きており、特に注意が必要。また、体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症を発症しやすくなってしまう。疲労、発熱、下痢など体調不良のときは、無理に運動をさせないこと。

2 熱中症の応急手当(万一の場合に覚えておきましょう)



※詳しくは、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(独)日本スポーツ振興センター発行か、日本体育協会ホームページのスポーツ医・科学「熱中症を防ごう」をご覧ください。

「学校危機管理マニュアル作成の手引き(長野県教育員会)」も参考にしてください。

参考 『熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー』(独)日本スポーツ振興センター

参考文献

「高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編（H21）」（文部省）
「知っていますか？スクール・セクシュアル・ハラスメント一問一答」（解放出版社）
「長野県教育関係職員必携（H21）」（長野県教育委員会）
「スポーツとは何か」玉木正之（2000年・講談社新書）

＜発行＞ 平成24年4月

長野県高等学校体育連盟

〒380-0802
長野県長野市上松1丁目16-12 金鶏会館内

電話 026-234-1205

FAX 026-234-1240